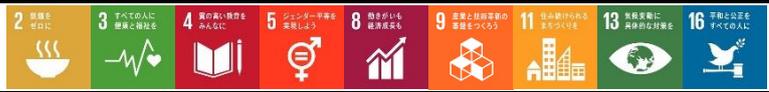


「ポストコロナ元年～持続可能な発展に向けて～」
の実現に向けた提案・要望

＜重点施策に関する提案・要望＞

Ⅱ 「日本一暮らしやすい埼玉」実現への加速

■安心・安全の追究



1 水害・土砂災害防止対策の推進【一部新規】



要望先 : 国土交通省

県担当課: 河川砂防課、河川環境課

◆提案・要望

(1) 自然災害に強い県土の実現に向け、水害や土砂災害から県民の尊い人命を未然に守るとともに、再度災害発生防止を徹底するため、水害・土砂災害防止対策を強力に進めること。

○基幹となる河川の整備（利根川・荒川等の直轄治水事業）

- ・ 首都圏氾濫区域堤防強化対策（利根川、江戸川）
- ・ ダム建設事業（思川開発）
- ・ 流域治水の実践（中川・綾瀬川）
- ・ （仮称）越辺川遊水地・都幾川遊水地の整備
- ・ 荒川第二・三調節池事業（荒川）
- ・ 入間川流域緊急治水対策プロジェクト（大規模災害関連事業）
- ・ 高規格堤防整備、さいたま築堤（荒川）

○流域治水プロジェクトの推進（利根川水系・荒川水系）

(2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などの社会資本整備予算について、計画的な事業執行のためにも、県が実施する以下の事業推進に必要な財源を当初予算において安定的に確保し、配分すること。

加えて、5か年加速化対策後の令和8年度以降においても、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分に配慮すること。

○中小河川の整備

- ・ 特定洪水対策等推進事業（中川、柳瀬川等）
- ・ 河川改修の推進（中川・綾瀬川流域、新河岸川流域、芝川、市野川等）
- ・ 流域治水プロジェクト（利根川水系・荒川水系）
- ・ 入間川流域緊急治水対策プロジェクト（飯盛川、葛川、九十九川）
- ・ 浸水対策重点地域緊急事業（忍川）

○土砂災害防止対策

- ・ 砂防事業（東秩父村摩利支天沢地区等）、地すべり対策事業（皆野町金崎地区等）、急傾斜地崩壊対策事業（長瀬町宿本地区等）など

○流域貯留浸透施設の整備

○排水機場等の河川管理施設の強化（耐震化・耐水化）

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は利根川、江戸川、荒川といった国が管理する大河川に囲まれており、これらの河川が一度破堤すると甚大な被害が発生することとなる。

- ・ 県が管理する河川の整備率は令和4年度末で 62.3%であるものの、平成 27 年9月の関東・東北豪雨、平成 28 年8月の台風9号、平成 29 年 10 月の台風 21 号と3年連続で県管理河川やその支川において多くの被害が発生した。
- ・ また、令和元年東日本台風では、県管理河川において、決壊に至った2箇所を含む 57 箇所で溢水・越水が発生し、多くの浸水被害が発生しており、未だ多くの地域で頻発・激甚化する豪雨に対応できていない状況にある。
- ・ さらに、本県には土砂災害が発生した場合に住民等への危害を生じさせるおそれのある土砂災害警戒区域が 5,225 区域あり、令和元年東日本台風では、県内各地で土砂災害が発生した。このような中、本県においても他の都道府県と同様に土砂災害防止施設の整備は低い水準となっている。
- ・ このような状況から本県の水害・土砂災害防止対策を強力に進める必要がある。
- ・ 「流域治水プロジェクト」は、流域治水協議会の中で、河川、下水道の管理者等が主体となって行う従来の治水対策に加え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策を水系ごとにとりまとめるものである。
 国や市町村と連携し「氾濫をできるだけ防ぐための対策」「被害対象を減少させるための対策」「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」を総合的かつ多層的に推進することで、流域における浸水被害軽減を図っていく。
 埼玉県が参画する協議会は「荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会」「利根川上流流域治水協議会」「烏川・神流川流域治水協議会」「江戸川流域治水協議会」「中川・綾瀬川流域治水協議会」がある。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、本県では「氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策」を軸に、調節池の整備や河道の拡幅などのハード整備を実施するとともに、長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施する予定であり、気候変動による降雨の激甚化や切迫する大地震に備えるためには、更なる財政措置が必要不可欠である。

2 大規模地震に備えた橋りょうの耐震補強の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 道路環境課

◆提案・要望

大規模地震時に落橋等の甚大な被害から人命を守るため、橋りょう耐震補強に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 阪神淡路大震災では多くの橋りょうで、橋脚の損傷や橋桁の落下などが発生し、甚大な被害をもたらすとともに、復旧に多大な費用と長い期間を要した。
- ・ 平成 28 年に発生した熊本地震では、阪神淡路大震災後に耐震補強基準が大きく改正された平成 8 年より古い基準で建設された橋りょうで、落橋や倒壊などにより通行できず、緊急輸送の支障となる事案があった。
- ・ このため、本県では平成 8 年より古い基準で建設された橋りょうのうち、緊急輸送道路・跨線橋・跨道橋などの特に重要道の高い橋りょうの耐震補強を計画的に進めている。
- ・ 首都直下地震などの大規模地震の発生が予想される中、早急に震災被害の防止策を講じ県民の安心安全を確保する必要がある。

3 老朽化する橋りょうに対応した道路管理の推進



要望先：国土交通省
 県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

県や市町村が橋りょうを計画的に維持管理するため、点検及び修繕、更新に必要な財源の確保を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 法定点検が一巡し、点検結果に基づいた修繕等の措置を講ずべき橋りょうが明らかになり、その措置を図るための財政的な負担が増している。
- ・ 高度経済成長期に建設された多くの橋りょうの老朽化が進行しており、このまま放置すると一斉に大規模な修繕や架換えの時期を迎え、将来に大きな負担が生じることとなる。

◆参考

○埼玉県内の橋りょう数

高速道路	756橋 (4%)	国道 (補助)・県道 (さいたま市管理含)	2,959橋 (14%)
国道 (直轄)	546橋 (3%)	市町村道	16,189橋 (79%)
県内合計		20,450橋	

出典：埼玉県道路メンテナンス会議資料を一部加筆

○埼玉県管理の橋りょう竣工年次グラフ



○建設後50年以上経過している県管理橋りょうの割合の推移



4 河川管理施設の長寿命化の推進



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 河川環境課

◆提案・要望

河川管理施設の長寿命化対策を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

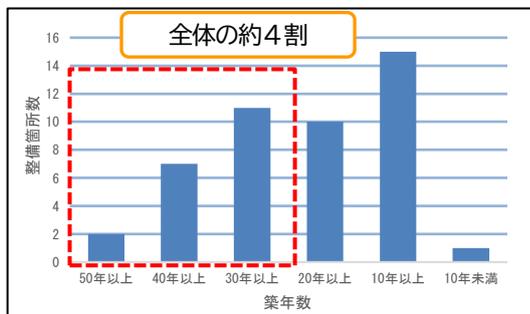
- 高度経済成長期に建設された排水機場や矢板護岸は、その多くが老朽化している。
- 特に、排水機場設備は常に運転できる状態を維持する必要があるため、適切な予防保全が求められる。
- また、昨今の防災インフラとしても管理の効率化に資する機能の高度化が求められている。
- 計画的な更新や修繕に向けて必要な財源を安定的に確保していくためには、中長期的な見通しに立った予算額の明示や地方負担に対する財政措置、補助制度の拡充が必要である。

◆参考

○排水機場の状況

- 排水機場は、46機場のうち20機場（全体の約4割）が整備後30年以上を経過している。

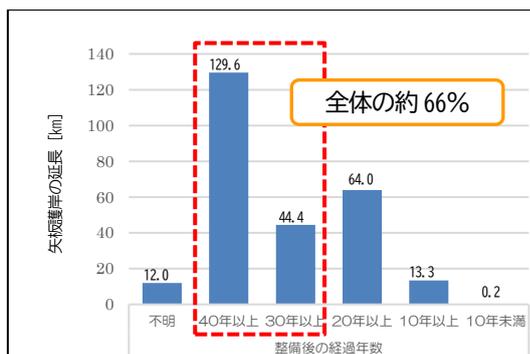
排水機場調査結果（令和5年4月現在）



○矢板護岸の状況

- 総延長約263kmのうち、約174km（約66%）が整備後30年以上を経過（令和5年4月現在）しており、腐食孔の発生や傾倒、護岸裏の道路陥没などの影響が出ている。

矢板護岸調査結果（令和5年4月現在）



○県管理ダムの状況

- ・ 県が管理する3つのダムは、建設後30年前後となり、多くの設備が更新の時期を迎えている。



5 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進



要望先：国土交通省
県担当課：下水道事業課

◆提案・要望

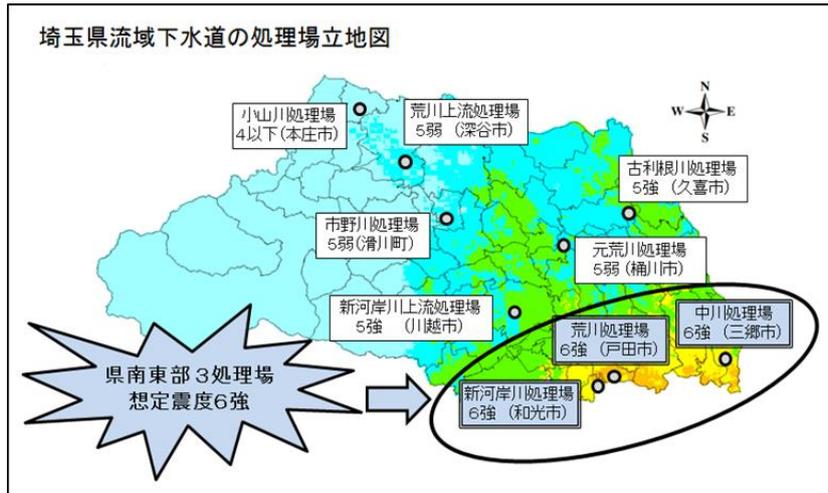
将来にわたり安定して下水道サービスが提供できるよう、下水道施設の耐震化・老朽化対策を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金について必要な財源を確保すること。

特に、「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、必要十分な予算を確保するとともに、当初予算での措置を講じること。また、令和7年度以降も継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 下水道事業については、財政制度等審議会財政制度分科会（平成29年5月10日開催）において受益者負担の観点から、国による支援は、未普及解消及び雨水対策へ重点化する方針が示された一方で、本県の課題である事業着手から50年以上が経過している下水道施設の耐震化、老朽化対策が含まれていない。
- ・ しかし、下水道は、県民の安心・安全の確保、東京湾等の広域的な水質保全といった公共的役割を担う重要な社会インフラである。
- ・ 特に流域下水道は、複数の公共下水道からの下水を受け、それを排除及び処理する根幹的、広域的な下水道である。
- ・ 本県では、8つの流域下水道で県人口全体の76%の処理人口（約560万人）を担っており、大規模地震で下水道施設が被災した場合は県民生活や社会経済活動等に与える影響は甚大である。
- ・ 特に、今後30年以内の発生確率が70%以上といわれている東京湾北部地震で震度6強と予想される県南東部地域には約505万人もの下水処理を担っている3つの処理場が立地しているため、重要施設の耐震化やバックアップ対策が急がれる。
- ・ さらに、施設の老朽化が進行し、耐用年数が比較的短い機械・電気設備は既に本格的な更新時期を迎えているとともに、管渠や土木・建築施設も徐々に更新時期を迎えるため、ストックマネジメント計画による老朽化対策を着実に進めていく必要がある。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」に係る経費については、予算成立から年度末まで、予算執行期間が十分に確保できていないことから、今後、事業の効果発現をより確実に高めていくためには、当初予算での措置を講じていくことが必要である。
- ・ 加えて、8つの流域下水道を擁する当県では管理する施設数も膨大であり、災害対策事業の実施には長期間を要するため、令和7年度以降も引き続き、十分な予算措置による事業継続が不可欠である。

◆参考



○想定震度6強エリアの処理場

名称	場所	処理市町	下水処理人口	処理人口合計
荒川処理場	戸田市	5市	約198万人	約505万人
新河岸川処理場	和光市	13市町	約164万人	
中川処理場	三郷市	15市町	約143万人	

6 土地改良施設等の耐震化・長寿命化の推進



要望先：農林水産省
県担当課：農村整備課

◆提案・要望

ため池や排水機場などの農業水利施設の他、農道橋、農業集落排水施設などの耐震化・長寿命化による防災減災機能の強化を推進するため、施設の計画的な更新や修繕に必要な以下の事業の財源を確保すること。

- ・ 農村地域防災減災事業
- ・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金

◆本県の現状・課題等

- ・ 土地改良施設等は食料生産に不可欠なインフラであるとともに、県土の防災・減災に重要な役割を果たしており、これらの機能が将来にわたって安定的に発揮できるよう備える必要がある。
- ・ 施設の多くは戦後の食料増産の時代や高度成長期に整備され老朽化が進んでおり、突発事故の増加や施設機能の低下だけでなく、災害に対する安全率の低下も懸念されている。
- ・ 本県は、国の「国土強靱化基本計画」、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、戦略的な保全管理を推進している。
- ・ また、令和2年10月に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき対策を進めている。
- ・ 本県は、地震で損壊した場合に人命やライフラインへの影響が大きい農道橋（21箇所）について詳細調査を実施済みであり、防災重点農業用ため池（244箇所）については詳細調査を実施しているところである。詳細調査の結果に基づいて適切な対策工事を実施する必要がある。
- ・ また、耐用年数が迫っている排水機場や農業集落排水施設についても、県民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことから早急に長寿命化対策を行っていく必要がある。

◆参考



堤体の下流に住宅や道路が近接するため池（大沼（大）・吉見町）



耐震性強化のため橋台を補強（かみはら陸橋 深谷市）

7 計画的な農業農村整備事業の実施



要望先：農林水産省
県担当課：農村整備課

◆提案・要望

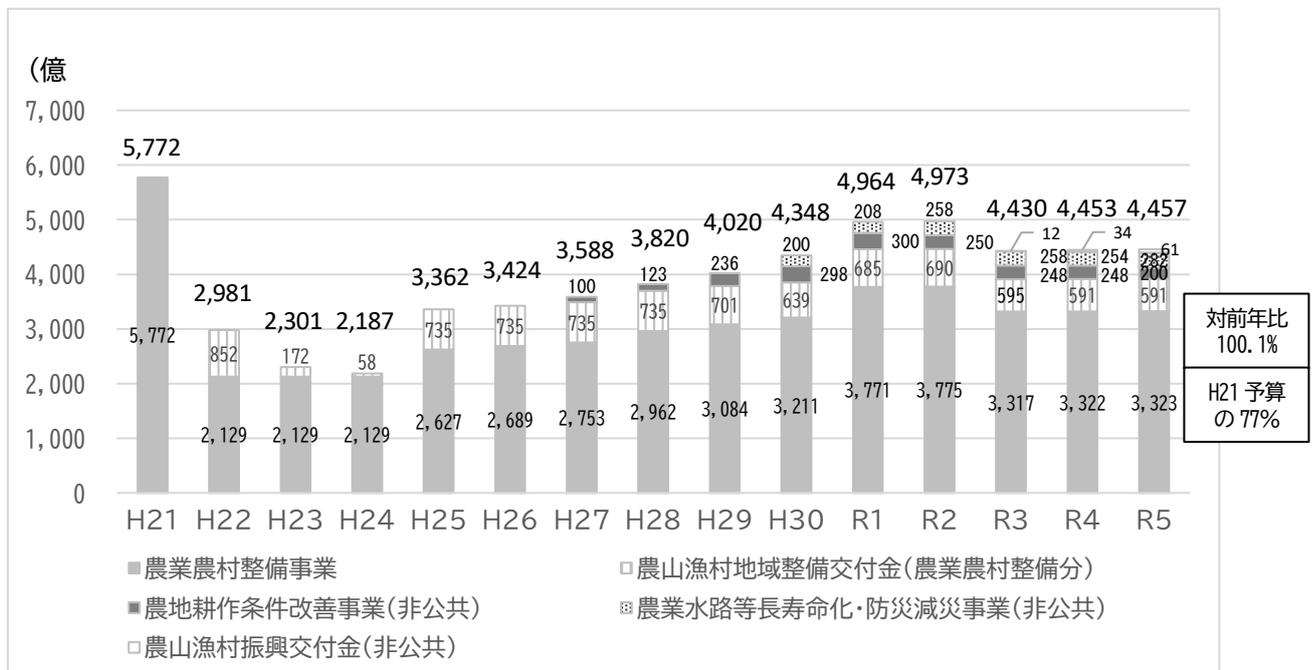
農業の競争力強化に資する農地の整備や農業水利施設の長寿命化対策、災害に強い農村づくりを計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は、ほ場の整備率が全国平均より低く、また、農業水利施設の老朽化対策や台風・ゲリラ豪雨等自然災害に強い農村づくりが重要な課題であり、必要な財源を確保し計画的な整備を行う必要がある。
- ・ 令和5年度の国の農業農村整備事業に係る予算は全体で4,457億円、対前年比100.1%で、平成21年度の5,772億円と比べると77%である。
- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の対策期間が令和3年度（令和2年度第3次補正予算）から令和7年度までとなっている。

◆参考

○農業農村整備事業関係予算（当初）の推移（国）



注1) 金額は四捨五入によるため、合計とは一致しないことがある

2) 令和元年度及び令和2年度予算額は、「臨時・特別の措置」を含む

8 学校施設の老朽化対策・耐震化・防災機能の強化等の推進



要望先：内閣府、こども家庭庁、総務省、財務省、文部科学省
県担当課：学事課、教育局財務課

◆提案・要望

<公立学校施設>

- (1) 公立学校は、公教育を支える基本的施設としての機能の担保、老朽化対策、バリアフリー化の推進、環境問題に対応するためのエコスクール化の推進など様々な課題を抱えている。これら様々な財政需要に対応できるよう、補助単価の嵩上げを行うなど必要な財源を安定的に確保すること。
- (2) 小中学校だけでなく、高等学校も災害時においては地域住民の避難所となる。国をあげて、防災・減災、国土強靱化を進める観点から、非構造部材の耐震対策、体育館等への空調設備の設置などの避難所機能の強化について、現在補助の対象外とされている高等学校も補助対象とするよう財政支援の拡充を図ること。
さらに、高等学校の空調設備に係る光熱水費についても、小中学校と同様に、普通交付税において経費を措置すること。
- (3) 児童生徒等の安全を確保するため、文部科学省の要請する専門的な点検を市町村が円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。

<私立学校施設>

- (4) 私立学校に通う児童生徒等の安全を確保するため、補助率の嵩上げや補助対象校（園）数の拡大を通じ、私立学校施設の耐震化や防災機能の強化を、強力に推進すること。
- (5) 私立学校が各学校の実情により合った耐震改修等を行えるよう、補助制度の見直しを行うこと。
- (6) 非構造部材の耐震対策を促進するため、耐震点検のみの場合も補助対象とするよう要件を緩和すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症予防対策として高等学校等におけるトイレ、空調設備等の衛生環境設備整備に係る補助率の嵩上げを行うこと。

◆本県の現状・課題等

<公立学校施設>

- ・ 公立学校施設の整備費として文部科学省が計上した令和5年度当初予算は687億円であり、こども家庭庁移管分1億円を除いた前年度当初予算と同規模の額となっている。
- ・ 補助単価の見直しは随時実施されているが、実工事費との乖離が大きいため、補助単価の嵩上げなど財源の安定的な確保を要望する。
- ・ 地震防災対策特別措置法や建築物の耐震改修の促進に関する法律において要件の定められた学校施設の構造体の耐震化は完了したが、その他の建物や天井、照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震化は、校舎等の耐震化を優先させたことなどから対策が遅れている。
また、災害時の避難所機能の強化や熱中症対策の観点から体育館等への空調設備の設置が進められているが、高等学校の体育館への国による財政支援がないことから拡充を要望する。

- ・ 文部科学省は、児童生徒等の安全を確保するため、建築基準法に基づく法定点検の実施義務がない学校設置者に対しても、点検の実施義務がある場合と同様に、同法や関係告示を参考として有資格者による専門的な点検を定期に実施するよう要請している。

<私立学校施設>

- ・ 私立高等学校の令和4年4月1日現在の耐震化率は100%であり、平成29年度末に全ての高等学校の耐震化が完了した。一方、天井や照明器具、窓・ガラスなど非構造部材の耐震対策は、引き続き必要である。
- ・ 私立幼稚園の令和4年4月1日現在の耐震化率は94.1%にとどまっており、園児の安全が確保されているとは言い難い。取組状況調査等によれば、耐震化が進まない最も大きな理由は必要な資金が確保できないことである。
- ・ 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱では、園舎の中で園児等が日常的に使用しているにもかかわらず、壁や建具等により風雨を防ぐことができない場所については補助対象面積の対象外となっている。
- ・ 今後も児童生徒等の大幅な増加が見込めない状況で、私立学校が内部留保を蓄積するのは難しい。特に、幼稚園については保育所との競合もあり、経営環境は極めて厳しく公的補助がなければ耐震化が進められない状況である。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せない中、感染症予防としてトイレの衛生環境改善や、教室等における換気機能を備えた空調設備等を整備する必要がある。

◆参考

○公立学校施設整備費 当初予算の推移

令和3年度	688 億円
令和4年度	688 億円
令和5年度	687 億円

※令和4年度までは認定こども園分（1億円）の予算を含む。

○私立学校施設の令和4年度の状況

学種等		補助率 Is値0.3未満	補助率 Is値0.3以上	補助申請 校(園)数	補助決定 校(園)数
高等学校等	耐震補強	1/2	1/3	0	0
	改築	1/3	1/3	0	0
幼稚園	耐震補強	1/2	1/3	0	0
	改築	1/3	1/3	0	0

○私立高等学校等のトイレ・空調設備整備に係る国庫補助制度

対象：小・中・高等・特別支援学校

補助率：1/3

9 安全で快適な歩行空間の整備



要望先 : 国土交通省
 県担当課 : 道路街路課、道路環境課

◆提案・要望

- (1) 未就学児や通学児童が安心して利用できる安全な歩行空間を確保するために、歩道整備に必要な財源を確保すること。
- (2) 電線類地中化の整備手法について、さらなるコスト削減策の検討及び普及を進めるとともに、電線類の地中化に必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和元年に滋賀県大津市で発生した未就学児が犠牲となった事故や、令和3年に千葉県八街市で発生した通学児童が犠牲となった事故により、歩行者の安全確保に対する関心が高まっている。
- ・ 県管理道路の約3割においては、未だ歩道が整備されていない。整備済みの箇所においても十分な幅員が確保されていない状況である。
- ・ このような状況の中、地元市町村からは、未就学児の移動経路に限らず、小中学校の通学児童の安全を確保するため、通学路安全プログラムに基づく歩道整備の推進が強く望まれている。
- ・ その数は県管理道路で383件にのぼっており、大幅な予算の拡充が必要な状況である。
- ・ 令和4年7月策定の「第2次埼玉県無電柱化推進計画」に基づき、「脱・電柱社会」の実現のため、強力に無電柱化を推進していくこととしている。
- ・ 電線類の地中化を進めるためには多くの事業費が必要であり、継続的かつ安定的な財源確保と共にコスト縮減が必要不可欠である。

◆参考

○歩道の整備状況（県管理道路）（令和4年4月1日時点）

県管理道路延長	歩道整備延長	歩道整備率
2,775.2km	2,052.5km	74.0%

○歩道整備率の推移（県管理道路）（令和4年4月1日時点）

H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1
72.8%	72.9%	73.3%	73.5%	73.7%	74.0%

○歩道の幅員別整備状況（県管理道路）（令和4年4月1日時点）

歩道幅員	0.75m以上～2.5m未満	2.5m以上	合計
整備延長	660.0 km	1,392.5 km	2,052.5 km
構成比	32.1 %	67.9 %	100 %

○電線類地中化の整備状況（県管理道路）（令和5年4月1日時点）

R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1
55.7km	57.5km	58.5km	58.8km

10 交通安全施設等の整備



要望先 : 警察庁、国土交通省

県担当課 : 道路街路課、道路環境課、(警)交通規制課

◆提案・要望

- (1) 交通死亡事故の約55.8%が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道整備のための財源を確保すること。
- (2) 「ゾーン30プラス」における生活道路30km/hの区域規制と物理的デバイスの適切な設置や良好な自転車交通秩序の実現に向けた自転車の通行環境整備等の重要施策推進のための財源を確保すること。
- (3) 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示整備のための財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の人身交通事故は、平成22年をピークに減少傾向にあり、令和4年の交通事故死者数についても前年に比べ減少したものの、104人と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
- ・ 交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の62.5%と6割を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約76.9%と高くなっている。
- ・ 交通事故の抑止や交通渋滞の緩和を図るため、交通安全施設等の整備をより一層推進する必要がある。

◆参考

○主な交通安全施設整備数(補助事業)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
信号機新設数	4基	1基	3基	2基	1基
信号機改良(車両用灯器LED化)	756灯	282灯	246灯	660灯	600灯
信号機改良(歩行者用灯器LED化)	404灯	272灯	304灯	560灯	400灯
横断歩道整備数	2,025本	2,925本	2,725本	2,500本	1,950本
ゾーン30プラス整備数 (R3年度以前はゾーン30の整備数)	36区域	28区域	28区域	26区域	10区域
標識整備数(県警所管)	1,973本	2,196本	2,823本	3,000本	2,800本

11 基準病床数及び必要病床数の算定方法の見直し



要望先：厚生労働省
県担当課：保健医療政策課

◆提案・要望

一般病床及び療養病床における基準病床数及び将来の病床の必要量（必要病床数）の算定方法について、次の観点から見直しを行うこと。

- (1) 新興感染症の流行時において、救急などの一般医療を圧迫することなく感染症患者の受入れ病床を確保するため、今回の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた基準病床数及び必要病床数の加算を可能とするなど、感染症対応を想定した病床数制度とすること。
- (2) 圏域を越えた高度で専門的な医療を提供する医療機関の病床整備を可能とするため、特に配慮が必要な病床などの算定については、二次医療圏の考え方に捕らわれない、都道府県知事の裁量による弾力的な制度の運用を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 基準病床数及び将来の病床の必要量は、医療法に基づき二次医療圏ごとに算定され、既存病床数が基準病床数を上回る圏域や、許可病床数が必要病床数を上回る圏域では、原則として新たな病床整備を行うことができず、圏域間での病床数の調整もできない。
- ・ 本県においては、人口10万人当たりの一般病床数が全国第46位と極めて少ない状況の中で、新型コロナウイルス感染症対応の病床確保に力を注いできた。
- ・ そのため、急性期機能を担う多くの医療機関において、一般病床を新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床に転用したことにより、特に感染拡大時に、救急医療などの一般医療に影響が生じた。
- ・ 新興感染症の流行期に感染症患者の受入れ病床を確保するためには、各医療機関が有する病床数に一定の余力が必要である。
- ・ 広域的に高度で専門的な医療を提供する病床は、パンデミック発生時に特定の地域に病床を集約し、効率的な患者対応を可能にしたいところ、二次医療圏ごとに病床数を決定する現行制度では実現できない。
- ・ そこで、広域的に高度で専門的な医療を提供する病床整備については、二次医療圏の考え方に捕らわれない、都道府県知事の裁量による弾力的な運用を可能とする必要がある。

◆参考

○二次医療圏ごとの基準病床数と既存病床数

(単位：床)

二次医療圏	基準病床数 ①	補正後 必要病床数 ②	既存病床数 ③	整備可能数 ②－③
南部	4,912	4,912	4,668	244
南西部	4,633	4,633	4,568	65
東部	8,749	8,749	7,930	819
さいたま	7,566	7,454	7,778	—
県央	3,323	3,319	3,272	47
川越比企	7,232	7,232	6,972	260
西部	7,951	7,951	7,623	328
利根	4,284	4,235	4,313	—
北部	2,802	3,091	3,563	—
秩父	546	543	753	—
合計	51,998	52,119	51,440	1,763

※基準病床数、必要病床数は第7次埼玉県地域保健医療計画（一部変更後）、
既存病床数は令和3年3月末現在。

12 在宅医療等に係る診療報酬等の制度見直し【新規】



要望先 : 厚生労働省
県担当課: 高齢者福祉課、障害者支援課、
医療整備課、医療人材課

◆提案・要望

- (1) 本県で措置した取組を継続的に実施するために、地域医療介護総合確保基金の対象として医療機関等における暴力・ハラスメント対策推進事業を明確に記載し、かつ柔軟な運用を認めること。
- (2) 複数人訪問制度が十分に機能するよう診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス報酬の要件を見直すこと。本県において措置した安全対策にかかる費用や、弁護士相談費用等も含めて、暴力・ハラスメントに対する十分な対策をとれる費用を必要な経費として認めるなど、診療報酬等の制度を見直すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和4年1月、ふじみ野市において散弾銃立てこもり事件が発生し、在宅の現場で医師が亡くなったほか、同行していた医療従事者も重傷を負うという大変痛ましい事件が起きた。事件を受け、本県が緊急に行ったアンケート調査では、県内の在宅医療・介護の現場で暴力・ハラスメントを受けたことがあると答えた従事者は半数を超えるという厳しい結果であった。
- ・ このような状況の中で、複数人の看護師・介護職員等が同時に訪問看護・介護を行った場合の加算制度は既に診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬に組み込まれているが、請求には患者又はその家族等の同意が必要であり、こうした費用を現実の問題として請求することは難しい。
- ・ また、診療報酬制度において、この加算は、患者本人による暴力行為等が認められる場合であり、家族等による場合は対象外となっている。さらに、医療機関等の安全対策の取組に対する費用（通話録音装置等の用具を購入する費用）は診療報酬等に含まれておらず、地域医療介護総合確保基金の医療分には、これら安全対策に係る費用は対象として明示されていないため、明確に記載するべきである。
- ・ 本県では、地域医療介護総合確保基金等を活用し、複数人訪問費用補助や安全対策の取組に対する費用補助などを令和4年9月補正予算で措置したところであるが、患者やその家族等からの暴力・ハラスメントは全国で起こりうることであり、医療機関等による被害防止対策に係る経費は、医療従事者等が安心・安全に業務に取り組めるように、本来、基金ではなく診療報酬等で全国一律に手当てされるべきものである。

◆参考

○地域医療介護総合確保基金

- ・ 平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設。
- ・ 各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

13 若年がん患者の在宅療養生活支援体制の整備



要望先：厚生労働省
 県担当課：疾病対策課

◆提案・要望

介護保険制度や小児慢性特定疾病の医療費助成制度を利用できない40歳未満のがん患者のうち終末期の在宅療養を希望する者に対し療養生活の助成制度を創設するなど、AYA世代のがん対策を推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 20歳未満のがん患者には小児慢性特定疾病事業による医療費助成制度があり、40歳以上のがん患者には介護保険の特定疾病による支援制度がある。一方で、20歳から40歳未満のがん患者や18歳又は19歳で小児慢性特定疾病事業による医療費助成を受けていない患者については、医療費助成や療養生活における支援制度がなく、経済的な負担が大きい。そのため、がん患者が住み慣れた地域社会で安心して終末期を迎えることができるよう、制度の創設が必要である。

◆参考

年齢 支援制度		AYA世代のがん患者		
		40歳以上	20～40歳未満	18歳～20歳未満
介護保険の特定疾病による支援	対象	対象外	対象外	対象外
小児慢性特定疾病事業による医療費助成	対象外	対象外	原則対象外※	対象

※18歳未満から継続して小児慢性特定疾病事業による医療費助成を受けている患者は、20歳の誕生日の前日までは助成対象となる

14 介護職員の確保・定着に向けた取組の強化【一部新規】



要望先：厚生労働省

県担当課：高齢者福祉課、地域包括ケア課

◆提案・要望

- (1) 介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう令和6年度以降も必要な財政的措置を引き続き図ること。
- (2) 介護職員が各地域において安定的に確保されるように、介護報酬の地域区分の設定により人件費の地域差を適切に調整すること。
 - ・ 隣接する市区町村の間で介護報酬に過大な差が生じないように、地域区分の設定は地域の実情を適切に反映したものとすること。
 - ・ 級地差が大きい地域と接している地域には、都県域を越えて接していたり、公務員の地域手当の設定がある場合にも特例の適用を拡大するなど、地域の意向に基づいた級地の変更が可能となるようにすること。
- (3) 処遇改善加算の対象を介護現場で働く全ての職員に拡大するとともに、他業種との賃金格差を解消するために介護職員の給与を大幅に引き上げることができるよう介護報酬とは別に措置すること。
- (4) 介護報酬の一定割合を給与に充てることを明示した統一的な指針を策定すること。また、高い専門性を有する介護職員がその評価にふさわしい賃金を得られるよう措置すること。
- (5) 科学的介護情報システム（L I F E）に関連する加算について、加算単位を引き上げること。
- (6) 介護事業者が職員用の宿舍を借り上げるための費用に対する補助について、地域医療介護総合確保基金の対象事業とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 介護職員は他産業に比べ給与額が低く離職率が高い状況が続いている。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。
- ・ 介護報酬の地域区分において東京都特別区は1級地となっており、その特別区と接している川口市、草加市など県内5市は6級地であり級地差が大きい。所沢市・飯能市も6級地で、3級地の東京都の地域と接している。
- ・ 都県境にある県内市は鉄道路線で都内と直接結ばれ、隣接する東京都の区市と一体の生活圏を形成しているところがあり、地域間の所得差は小さいため、現行の地域区分の級地差を調整する必要がある。
- ・ 地域区分の特例などにより隣接地域とのバランスが調整されることになっているが、県内市は級地を引き上げることのできる特例の適用がない。

- ・ 国は、科学的介護情報システム（L I F E）の推進により、介護職員の確保・定着と介護の質の向上を目指しているが、L I F E導入のためには、I C T機器の導入経費やランニングコストが生じる。L I F E利用をさらに普及させるためには、加算単位の引き上げが必要である。
- ・ 保育所等の事業者が保育士用の宿舎を借り上げるための費用の補助については、国の補助事業の対象となっている。
- ・ 保育士の宿舎借り上げに代わるものとして、介護事業者が職員の宿舎を整備するための費用に対する補助があり、地域医療介護総合確保基金の対象事業となっているが、宿舎整備件数は累計で5事業者に留まっている。
- ・ 宿舎を借り上げる方が介護事業者の負担が少ないことから、介護職員の確保対策として介護事業者が職員用の宿舎を借り上げるための費用に対する補助を地域医療介護総合確保基金の対象事業とする必要がある。

◆参考

○給与額等比較表（厚生労働省 令和3年賃金構造基本統計調査）

	年齢	勤続年数	給与額※
全労働者	43.4歳	12.3年	334.8千円
福祉施設介護員	43.8歳	7.6年	250.6千円
ホームヘルパー	46.8歳	7.3年	267.5千円
介護支援専門員	50.9歳	10.2年	287.4千円

※ 「きまって支給する現金給与額」

○介護職員の離職率（令和3年度）

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
14.3%	14.9%	13.9%	17.1%

（介護労働実態調査：（公財）介護労働安定センター）（雇用動向調査：厚生労働省）

○介護報酬の改定

平成18年度改定率	△2.4%	平成17年10月改定分を含む
平成21年度改定率	+3.0%	人材確保・処遇改善の観点から加算を導入
平成24年度改定率	+1.2%	介護職員処遇改善加算等を新設
平成27年度改定率	△2.27%	介護職員処遇改善加算の新たな上乗せを創設
平成30年度改定率	+0.54%	
令和元年度改定率	+2.13%	介護職員等特定処遇改善加算の創設
令和3年度改定率	+0.70%	介護職員の人材確保・処遇改善、物価動向
令和4年度改定率	+1.13%	介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

○国の地域医療介護総合確保基金等を活用した施策

※（ ）内は事業の開始年度

- ・ 介護の魅力PR隊による介護の仕事の魅力発信（平成26年度～）
介護の魅力をPRするため、介護職員で構成する介護の魅力PR隊による大学・高校等への訪問や就職セミナーで仕事の手を伝える活動及びSNSを活用した動画配信等を実施。
- ・ 介護職員資格取得支援事業（平成26年度～）
介護現場で働きながら実務者研修を受講した者に対して研修受講料の一部を補助。

- ・介護職員資格取得支援事業（初任者研修補助）（平成27年度～）
介護職員初任者研修修了後の早期就労者及び在職中の研修修了者に研修受講費の一部を補助。
- ・介護職員永年勤続表彰事業（平成27年度～）
永年勤続の介護職員等（勤続20年及び10年）を表彰。
- ・優良介護事業所認証事業（平成28年度～）
人材育成等について優れた取組を行っている介護事業所を認証。
- ・介護ロボット普及促進事業（平成28年度～）
介護ロボットを購入又はレンタルした介護事業所に対し、経費の一部を補助。
- ・介護支援専門員研修受講支援事業（平成28年度～）
介護支援専門員研修の実施機関に対して必要経費の一部を補助。
- ・介護職員就業定着支援事業（平成28年度～）
新任介護職員を対象に研修や交流イベント等を実施。
- ・潜在介護職員届出システム事業（平成29年度～）
国のシステムを活用して就職に役立つ情報を提供し、離職した介護職員の復職支援を実施。
- ・市町村による介護人材確保支援事業（令和元年度～）
市町村が行う介護に関する入門的研修の実施から介護事業所とのマッチングまでの一体的支援に対して補助。
- ・外国人のための環境整備事業（令和元年度～令和4年度）
留学生を受け入れた介護事業所が日本語学校学費及び住居費を負担した場合その経費の一部を補助。技能実習生及び特定技能外国人に対する日本語学習費の一部を補助。
- ・介護現場におけるICT導入支援事業（令和2年度～）
ICT導入に係るセミナーの開催やモデル事業所に対してアドバイザー派遣を行うとともに、介護システムの導入費の一部を補助。
- ・介護職員の宿舎施設整備事業（令和2年度～）
介護人材（外国人を含む。）を確保するため、介護施設等の事業者が当該介護施設に勤務する職員の宿舎を整備するための費用の一部を補助。
- ・スマート介護施設モデル事業（令和3年度～）
介護施設にコンサルタントを派遣し、ヒト（人事管理）、モノ（介護ロボット・ICT）、カネ（経営管理）の3つの視点から総合的に介護の生産性向上を図り、成果報告会等で他施設に普及させる。
- ・福祉・介護人材育成促進事業（令和3年度～）
他業種で働いていた者等が介護職員初任者研修等を修了し、県内の介護事業所に就職する場合の就職支援金及び福祉系高校に通う学生に対する修学資金の貸付けを実施する。
- ・介護人材確保総合推進事業（令和4年度～）
介護未経験者等を対象にオンラインを活用した介護に関する入門的研修等の実施及び介護事業所への就職を支援する。
- ・介護職員ハラスメント対策推進事業（令和4年度～）
複数人訪問費用補助や暴力・ハラスメント専用相談窓口の設置により、介護従事者の安全を確保し、安心して働き続けることができる体制を構築する。
- ・外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進（令和5年度～）
外国人介護職員のキャリアアップを支援する魅力ある職場となるための介護事業所向けセミナーや交流会を実施するとともに、外国人介護職員の資格取得支援や受入れ体制の充実を図る介護事業所を支援する。

- ・介護職員バーチャル合同入職式・表彰式の実施（平成25年～、一部は令和5年度～）
県内介護事業所に新たに就職した介護職員を対象に、仮想空間での合同入職式・表彰式を開催する。介護職員等への感謝の気持ちなどをメッセージカードで伝える運動を推進し、優良な介護事業所及び職員を表彰する。

○地域区分（令和3年度～令和5年度）



15 警察官の増員



要望先：警察庁、総務省
県担当課：(警) 警務課

◆提案・要望

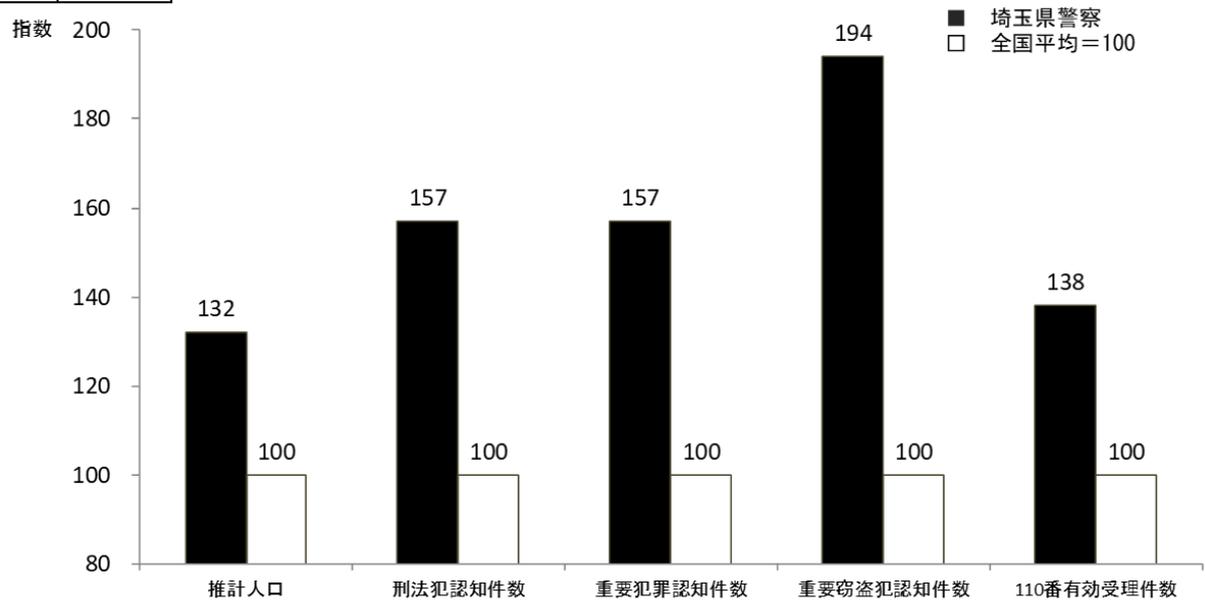
本県警察官1人当たりの業務負担は極めて過重であることから、警察官を増員すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 近年の治安情勢として、ストーカー・DV事案や児童虐待事案等の人身安全関連事案、高齢者が被害に遭うことが多い特殊詐欺等への対応強化、サイバー空間の脅威への対応、テロ等緊急事態等への的確な対処が警察に求められる中、本県警察は、警察官1人当たりの人口負担が14年連続全国ワースト1位、警察官1人当たりの刑法犯認知件数の負担が8年連続全国ワースト1位であるなど、警察官の業務負担が過重である。
- ・ 平成12年に、警察刷新会議から国家公安委員会へ提出された「警察刷新に関する緊急提言」では、「警察官1人当たりの負担人口が500人となる程度まで地方警察官の増員を行う必要がある。」旨の提言がなされている。令和4年4月1日現在、警察官1人当たりの負担人口の全国平均は482人であるが、本県は636人である。
- ・ 本県警察職員のワークライフバランスを図りつつ、本県の治安を安定的に維持していくためには、本県警察官を増員し、このように過重な状況にある本県警察官の業務負担を軽減する必要がある。

◆参考

埼玉県 警察官	条例定員
	11,524人



	推計人口		刑法犯認知件数		重要犯罪認知件数		重要窃盗犯認知件数		110番有効受理件数	
	(R4.4.1)	全国順位	(R4年中)	全国順位	(R4年中)	全国順位	(R4年中)	全国順位	(R4年中)	全国順位
1人当たり負担	636人	1位	3.64件	1位	5.79件	3位	33.10件	4位	49.90件	3位
全国平均	482人	—	2.32件	—	3.68件	—	17.04件	—	36.19件	—

※ 重要犯罪・重要窃盗犯認知件数の負担は警察官100人当たり
 ※ 負担の算出には、令和4年4月1日時点の警察官定員(条例)を使用

16 警察車両の増強



要望先 : 警察庁
 県担当課 : (警) 装備課

◆提案・要望

警察活動の機動力を確保し、多種多様な警察事象に迅速・的確に対応するため、車両を増強すること。

◆本県の現状・課題等

- 警察法は、警察車両の購入に必要な経費については、国庫が支弁することと規定されているが、本県が保有する全車両（四輪）に占める国費支弁割合は59.1%である。
- 本県の治安情勢は、平成16年から令和3年まで17年連続減少していた刑法犯認知件数が令和4年に上昇に転じ、ストーカー、DV事案、児童虐待事案等の人身安全関連事案や、高齢者を狙った特殊詐欺の認知件数も依然として高い水準にあるほか、テロ等緊急事態に的確に対応するためには車両増強による機動力の確保が必要である。
- 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて地球温暖化対策に対応するためには、温室効果ガスの削減効果が高い電気自動車や水素自動車等の次世代自動車の増強が必要である。
- 県民の安全な生活を守り、複雑多様化する警察事象に迅速・的確に対応するため、国費車両の増強が必要である。

◆参考

○警察活動に必要な警察車両の経費負担率経緯

(単位：%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国庫支弁	58.2	58.8	59.1	59.4	59.1
県費支弁	48.1	41.2	40.9	40.6	40.9

○車両保有状況

単位:台

	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	国	県	計	国	県	計	国	県	計	国	県	計	国	県	計
四輪車	1,360	977	2,337	1,360	953	2,313	1,361	942	2,303	1,359	927	2,286	1,339	927	2,266

※ 各年度4月1日現在の台数

■誰もが輝く社会



1 特別支援学校における教育機会の保障及び環境充実のための財政支援の拡充



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 特別支援教育課

◆提案・要望

- (1) 特別支援学校設置基準の制定を踏まえ、必要な教育環境の整備を計画的に推進するため、特別支援学校の設置・運営に係る財政支援の充実を図ること。また、特別支援学校の設置義務について、指定都市にも拡大を図ること。
- (2) 特別支援学校の児童生徒の通学に必要な不可欠なスクールバス運行委託費について、財政措置の拡充を行うこと。

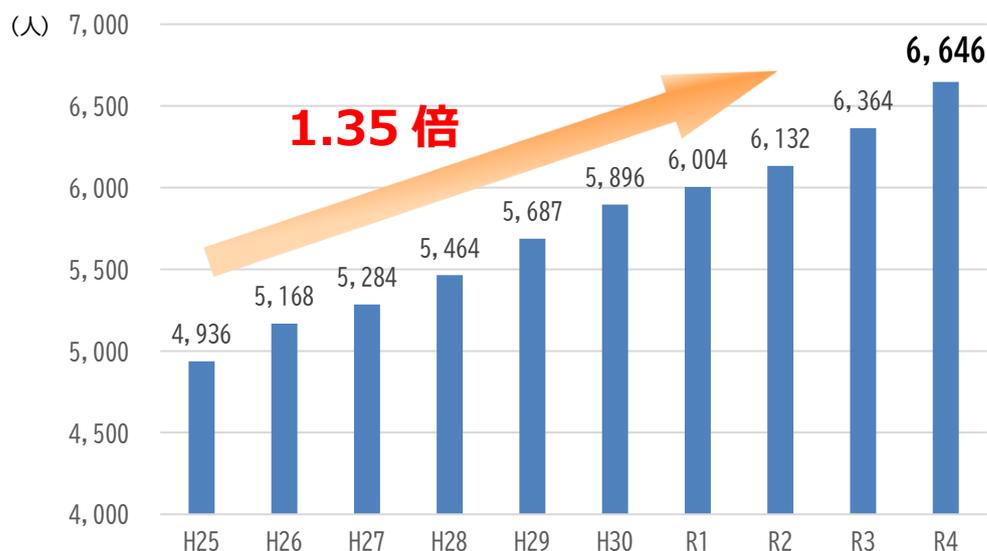
◆本県の現状・課題等

- ・ 県立知的障害特別支援学校では、県南部・東部地域を中心に児童生徒数の増加が著しく、過密の状況となっており、引き続き児童生徒数が増加する見込みであることから、過密状況への対応は喫緊の課題である。
- ・ 県では、平成19年度以降、知的障害特別支援学校を19校設置するとともに、現在、新たな分校の設置など学校の整備に取り組んでいるところであるが、過密解消には至らない。
- ・ 国が制定した特別支援学校設置基準は、今後の教育環境整備の指針となるものと考え、既存施設を活用した特別支援学校の整備について、令和2年度から令和6年度を集中取組期間として、補助金の算定割合が引き上げられているものの、特別支援学校の設置・運営に係る財政的負担は極めて大きく、必要な教育環境整備を計画的に推進するためには、集中取組期間の延長と共に、一層の財政支援の充実が求められる。
- ・ 指定都市は、児童生徒数や財政規模等を鑑みても、特別支援学校における教育の一定水準と学校規模を維持することが十分可能であると考えられ、現に特別支援学校を設置している指定都市も多い。
- ・ また、指定都市は、人事権、学級編制基準の決定、教職員定数の決定等の権能を有しており、自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となっている。特別支援教育についても、上記のような権能を有する指定都市が、主体的に教育行政を展開すべきであると考え、現行は、都道府県のみ特別支援学校の設置義務が課されている。
- ・ 特別支援学校の設置義務を指定都市に拡大することで、指定都市における地域の小・中学校との、より連携・接続した教育活動や多様な学びが可能となり、特別支援教育の充実に大きな効果が見込まれる。
- ・ 特別支援学校においては、児童生徒の障害の特性上自主通学が出来ないケースが大半であることや、通学区域が広域であるため保護者送迎が困難なことなどから、通学児童生徒の8割以上がスクールバスを利用している。
- ・ 令和4年度の本県における特別支援学校の通学児童生徒数は5年前と比較し17%程度増加しており、今後も増加傾向が続く見込みである。

- ・ 児童生徒数の増加に伴い、令和5年度ではスクールバスの台数が5年前の233台から42台増加し、275台となった。今後も児童生徒数増に伴いスクールバスの台数及び必要経費の増加が見込まれる。
- ・ スクールバス運行委託費について、平成30年度から地方交付税措置の対象となったが、地方交付税措置は、実際の運行費用の23%ほどであり、実態との乖離が著しい状況である。

◆参考

○県立知的障害特別支援学校 児童生徒数の推移



○学校教育法第80条

都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第75条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

○指定都市 市立特別支援学校の設置状況等

No	都道府県	市	学校数		在籍数※2	人口※3
			知的※1	他の障害		
1	北海道	札幌市	2	3	330	1,960,668
2	宮城県	仙台市	1	0	149	1,065,365
3	埼玉県	さいたま市	0	2	78	1,332,226
4	千葉県	千葉市	3	0	415	976,328
5	神奈川県	横浜市	5	8	1,486	3,755,793
6		川崎市	3	1	617	1,522,390
7		相模原市	0	0	—	719,112
8	新潟県	新潟市	2	0	308	779,613
9	静岡県	静岡市	0	0	—	689,079
10		浜松市	0	0	—	795,771
11	愛知県	名古屋市	4	0	1,154	2,293,437
12	京都府	京都市	7	1	1,154	1,388,807
13	大阪府	大阪市※4	—	—	—	2,732,197
14		堺市	2	0	389	826,158
15	兵庫県	神戸市	5	1	1,183	1,517,627
16	岡山県	岡山市	0	0	—	704,487
17	広島県	広島市	1	0	555	1,189,149
18	福岡県	北九州市	6	2	1,257	936,586
19		福岡市	6	2	1,851	1,568,265
20	熊本県	熊本市	2	0	131	731,722

※1 知的障害の学校数には、他障害種との併置校含む

※2 在籍数は、各政令市等発表値(令和4年5月1日現在)

※3 人口については、令和4年1月1日住民基本台帳人口

※4 平成28年4月 大阪市立特別支援学校12校は、府立に移管

○本県におけるスクールバス利用者数及び運行台数等（※各年度5月1日現在）

年度	通学者数（人）	利用者数（人）	利用率	台数（台）	予算額（千円）
H29	6,541	4,996	76.4%	230	2,016,312
H30	6,755	5,156	76.3%	233	2,090,415
R1	6,744	5,257	78.0%	236	2,259,631
R2	6,946	5,441	78.3%	242	2,381,990
R3	7,004	5,632	80.4%	266	2,703,055
R4	7,212	5,845	81.0%	271	2,751,171

○スクールバス運行にかかる地方交付税算定と本県予算の比較

地方交付税算定標準規模		埼玉県	
学級数 ①	350 学級	学級数 (R4.5.1) ④	1,923 学級
積算額 ②	116,073 千円	当初予算額 (R4) ⑤	2,751,171 千円
1 学級あたり ③ (②÷①)	332 千円	1 学級あたり ⑥ (⑤÷④)	1,431 千円

※算定される標準規模は、実際に必要となる予算の23%程度 (③÷⑥)

2 教育相談体制の強化に伴う財政上の措置



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 生徒指導課

◆提案・要望

- (1) 小・中学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、配置日数や勤務時間を増やすことができるよう、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 高等学校・特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、全校配置ができるよう、財政支援の拡充を図ること。
- (3) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化を進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ いじめ防止対策推進法、教育機会確保法の施行により、国及び地方公共団体は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保が求められている。
- ・ 本県の公立小・中・高・特別支援学校における令和3年度のいじめの認知件数は30,874件(26,022件)、不登校児童生徒については、小学校3,244人(2,624人)、中学校7,934人(6,310人)、高等学校2,364人(1,707人)で増加傾向にある(カッコ内は令和2年度の数)。
- ・ こうした状況に対応するため、児童生徒及び保護者に対して、学級担任を中心に管理職や養護教諭、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの職員が連携し、組織として適切な支援を実施する必要がある。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった心理・福祉の専門的な知識を有する職員は、児童生徒の抱える悩みや課題が複雑化する中、適切な支援を実施する上で重要な役割を果たしている。
- ・ しかしながら、国によるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する補助事業では、重点配置により勤務時間が加算されるところであるが、学校で必要とされる配置日数や勤務時間に比して不足しており、十分な配置が困難であるとともに、国の補助率が3分の1に留まるため、都道府県の負担が大きくなっている。
- ・ また、国による補助事業の対象は小学校及び中学校に配置する者が中心となっており、高等学校や特別支援学校に配置する者に対する補助事業や地方交付税が十分に措置されていないため、高等学校や特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。
- ・ 現在、国において、スクールカウンセラーなどの常勤化に向けた検討が行われているが、地方自治体にとって有効に活用されるものとなるよう、更に検討を進めてもらう必要がある。
- ・ なお、常勤職員としての配置を行う際には、国が、いわゆる標準法において教職員定数として算定するべきである。

3 GIGAスクール構想の推進【一部新規】



要望先：文部科学省

県担当課：学事課、ICT教育推進課、義務教育指導課

◆提案・要望

- (1) 学習者用端末更新の考え方を早期に示すとともに、全ての学習者用端末の維持費及び更新費について必要な財政措置を講ずること。
- (2) 児童生徒が学校外で学習者用端末を活用する際の通信費について、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 1人1台端末環境を前提とし、学習者用デジタル教科書の活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を具体化していくため、義務教育段階における学習者用デジタル教科書の無償給与に向けた、教科書制度の見直しと財政措置を講ずること。
- (4) 教育のデジタル化の推進にあたり、デジタル教材や関連するソフトウェアの財政措置を講ずること。
- (5) 私立学校における教員のICT活用指導力の向上を図るため、ICT活用授業のノウハウの習得や外部人材による技術的支援等に係る経費に対する財政的支援を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ GIGAスクール構想で整備した学習者用端末の維持・管理には相応の負担がある。義務教育段階の学習者用端末の維持費については、3クラスに1クラス分のみの交付税措置となっており、市町村の財政的負担が大きい。
また、端末更新費について、今後の方向性が示されておらず、仮に学校設置者が負担するとなれば財政負担が極めて大きく、端末の1人1台環境の維持に支障が見込まれることからICT環境を恒久的に維持できるよう十分な財政措置が必要である。
- ・ 放課後や校外学習での活用等を見据えた学校外の学びの通信環境整備として、可搬型通信機器契約に対し2分の1の国庫補助制度があるものの、令和6年度までの限定的な措置であることに加え、今後、デジタル教科書の導入など学校外での学習者用端末の更なる活用が見込まれることから、恒久的で十分な財政措置が必要である。
- ・ 1人1台端末環境を前提として、多様な子供たち一人一人に、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と「協働的な学び」を具体化していくためには、子供たちの学びの充実や障害等による学習上の困難の低減に資する教育のデジタル化に向け、学習者用デジタル教科書等の活用を積極的に推進していく必要がある。
国は、令和6年度から学習者用デジタル教科書を段階的に導入する予定であり、当面の間は紙の教科書と併用することとしている。現状では学習者用デジタル教科書は無償給与の対象外とされているため、学習者用デジタル教科書の導入に当たっては、紙の教科書と同様に、無償で使用できることが欠かせない。

- ・ あわせて、教育のデジタル化の推進に当たっては、学習者用デジタル教科書と付随するデジタル教材、関連するソフトウェアの活用を一体的に推進する必要があることから、付随するデジタル教材や関連するソフトウェアについても財政措置を講ずる必要がある。
- ・ 私立学校におけるICT環境は学校ごとに異なり、ハードやソフトの仕様も様々であるため、それぞれの私立学校の実情に応じたオーダーメイドでのサポートを受けられるようにすることが効果的である。既存の経常費補助における教育改革推進特別経費の加算を含め、外部人材による技術的支援やICTを活用した授業に関するノウハウの習得など教員のICTを活用した指導力の向上を図ることができるよう、国による財政的支援の拡充が必要である。

4 児童養護施設等の職員配置基準及び措置費等の見直し【一部新規】



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

<児童養護施設等の措置費算定上の職員配置基準の見直し>

- (1) 児童養護施設の直接処遇職員(児童指導員・保育士)配置基準を就学児以上では3:1とすること。
- (2) 児童養護施設の個別対応職員及び心理療法担当職員は、施設規模に応じた複数配置とすること。
- (3) 児童養護施設の定員規模や地域分散化、ファミリーホームの設置等の実情に応じ、事務員を複数配置とすること。
- (4) 児童心理治療施設の心理療法担当職員の職員配置基準を5:1とすること。
- (5) 児童自立支援施設及び母子生活支援施設において看護師の配置を設定すること。
- (6) 母子生活支援施設の母子支援員及び少年指導員の職員配置基準を5:1とすること。
- (7) 母子生活支援施設の心理療法担当職員及び個別対応職員を常勤とし、職員配置基準を10:1とすること。
- (8) 自立援助ホームにおいて、心理的なサポートを行うため、心理療法担当職員の配置基準を設定すること。
- (9) 児童養護施設の小規模グループケアの定員を当面の間は現状維持とすること。
- (10) 児童養護施設の本園の小規模グループケアについては、分園と同様に最大3名の職員加配を認めること。
- (11) 児童養護施設に付属する一時保護所の職員配置基準を2:1とすること。
- (12) 母子生活支援施設において、事務職員を専任で配置すること。
- (13) 母子生活支援施設においても家庭支援専門相談員の加算配置を対象とすること。
- (14) 自立援助ホームに事務員(非常勤)を配置すること。

<措置費の見直し>

- (1) 児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分について更なる改善を進めること。
- (2) 児童養護施設では知的障害や発達障害を抱える児童が年々増加し、職員の負担が増していることから、新たに「知的障害児・発達障害児受入加算費」や「特別支援学校・学級児加算」を創設すること。

- (3) 乳児院においては障害児や病虚弱児の長期入所に対応するため、入所児童の年齢に関係なく支弁される「乳児院病虚弱等児童加算費」を増額すること。
- (4) 母子生活施設においては、第1子妊娠中についても入所の対象とすること。
- (5) インフルエンザ等の感染症に対する予防接種に要する費用については、実費を支弁すること。
- (6) 高校生の部活動、学習塾等に要する費用の実費を支援すること。
- (7) 大学進学等自立生活支度費の更なる充実を図ること。
- (8) 特別支援学校高等部及び母子生活支援施設に入所する高校生について、特別育成費の全ての項目について支弁すること。
- (9) 資格取得費については全児童を対象とし、複数回の支弁を可能とすること。
- (10) 保育士や看護師等の確保対策として、家賃の借上げ補助を創設すること。
- (11) 自立援助ホームにおいても受診券の発行の対象とすること。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

- (1) 医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進するため、乳児院において複数の看護師を配置できるよう補助を拡充すること。

◆本県の現状・課題等

<児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し>

- ・ 児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では、虐待やDVを受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、個別的できめ細かな処遇が求められている。また、知的障害や発達障害、精神障害のある児童等の入所により、専門的な知識・技術、適切な心理的ケア及び医療的ケアが求められている。
- ・ 職員の配置基準は、児童入所施設措置費等国庫負担金（措置費）交付要綱（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）で見直しが行われたものの、十分な見直しには至っておらず、現場の実態とは乖離し職員の負担が限界に達している。

<措置費の見直し>

- ・ 児童養護施設や乳児院は被虐待や知的障害などの問題を抱える子供が増えており、職員の負担が増加している。そのため、職員の更なる処遇改善が必要である。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

- ・ 乳児院において重度の心身障害がある医療的ケアが必要な乳児が措置された場合、24時間体制で医療を提供する必要があるが、現在の措置費の人員配置では対応できないため、医療機関等連携強化事業において看護師1名分の人件費を補助（国2分の1）している。
- ・ 埼玉県では同一法人内に医療機関を運営している乳児院が常に4人程度受け入れており、引き続き円滑な受入を促進するためには、複数の看護師を配置する必要がある。

◆参考

<児童養護施設等の措置費算定基準上の職員配置基準の見直し>

○児童養護施設等の職員配置基準

施設種別	職 種	予算上の職員配置基準		要望
児童養護施設	児童指導員・保育士	2歳未満児	1.3 : 1	—
		2歳～3歳未満児	2 : 1	—
		年少児	3 : 1	—
		就学児以上	4 : 1	3 : 1
		一時保護所	3 : 1	2 : 1
	個別対応職員	各施設1人		複数配置
	心理療法担当職員	各施設1人		複数配置
	事務職員	各施設1人		複数配置
児童心理治療施設	心理療法担当職員	10 : 1		→ 5 : 1
児童自立支援施設	看護師	—		1人
母子生活支援施設	母子支援員	20世帯以上3人		5 : 1
	少年指導員	20世帯以上2人		
	心理療法担当職員	各施設1人		10 : 1
	個別対応職員	各施設1人		
	事務職員	少年指導員と兼任		専任
	看護師	—		1人
	家庭支援専門相談員	—		加算配置
自立援助ホーム	心理療法担当職員	—		1人
	事務職員	—		1人 (非常勤)

- 児童養護施設の小規模グループケアの1施設当たりの定員は6～8人となっているが、令和7年4月から6人にするとされている。これにより、定員は455人から396人となり、59人減ってしまう。

コロナ禍で、里親等委託推進の取組の実施に制約がある中で、施設の定員を減らすことは児童の養育の場の確保に支障をきたす恐れがある。

- ケアニーズが高い子供は地域小規模施設ではなく、本園で生活することが想定される。そのため本園施設は地域小規模施設と同等以上に手厚い職員体制にしていく必要がある。

<乳児院等多機能化推進事業（医療機関等連携強化事業）の見直し>

○県内の児童養護施設及び乳児院の被虐待児童等入所割合（令和2年3月1日現在）

施設種別	被虐待	知的障害	発達障害
児童養護施設	63.8%	13.5%	16.4%
乳児院	42.1%	10.9%	1.6%

※ 社会的養護の現況調査に基づく。さいたま市を含む。令和2年度の調査から項目削除。

○県内の児童養護施設の療育手帳所持者及び特別支援学級児数等の推移

	令和元年	令和2年	令和3年
療育手帳所持者	125名 (9.89%)	139名 (10.95%)	120名 (9.80%)
特別支援学級児 (小学生)	79名 (6.25%)	103名 (8.12%)	85名 (6.94%)
特別支援学級児 (中学生)	68名 (5.38%)	57名 (4.49%)	58名 (4.73%)
特別支援学校通学児 (中・高)	85名 (6.72%)	87名 (6.86%)	84名 (6.86%)

※ () 内は各年度4月1日現在の児童現員数に占める割合

【令和元年度現員数1,264名、令和2年度現員数1,269名、令和3年度現員数1,225名】

※ 社会的養護の現況調査に基づく。さいたま市を含む。令和2年度の調査から項目削除。

5 児童福祉司・児童心理司や乳児院・児童養護施設等の人材確保



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

- (1) 増加する児童虐待通告に対応する児童相談所の職員（児童福祉司・児童心理司）や乳児院・児童養護施設等の職員が確保できるよう、資格取得が可能な社会福祉・心理等の学部・学科の定員増や支援制度（修学資金貸付など）の創設など資格取得者の増加を図ること
- (2) 児童相談所や児童福祉施設等に就職する者に対する支援制度（就職準備資金貸付など）を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- 児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司）としての配置を想定している福祉職・心理職や乳児院・児童養護施設等の職員について、能力・適性のある人材の確保が難しくなっている。

◆参考

○埼玉県設置児童相談所における定数等

年 度	令和5年度	配置基準※	必要増員数
児童福祉司	316 人	373 人	57 人
児童心理司	104 人	183 人	79 人

※児童虐待相談対応件数（令和3年度）から算出〔経過措置除く〕

○児童虐待相談対応件数（県所管分）

令和3年度 14,370 件（5年前（平成28年度）から53.8%増）

○児童養護施設職員数（児童指導員、保育士等）

令和3年10月1日現在 常勤765人・非常勤269人

6 市町村の児童虐待対応体制の強化



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

市町村において、急増する児童虐待相談等に適切に対応できる体制を整備するため、相談担当窓口及び要保護児童対策地域協議会に係る専門職の配置基準を定めるとともに、必要な財源を十分に確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童福祉法第10条第4項では、市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上に努めなければならないとされている。
- ・ 同条第5項では、国は市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならないとされているが、具体的な専門職の配置基準や必要な財源措置が明確化されていない。
- ・ 厚生労働省が作成している「市町村児童家庭相談援助指針」において、「児童家庭相談に的確に対応できるよう、必要な職員を確保する」とされているが、職員配置の基準は示されていない。
- ・ 平成28年6月の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会に専門職の配置とその研修が義務付けられた（平成29年4月1日施行）が、専門職の配置については必要な財源の手当てが明確にされていない。

◆参考

○児童福祉法

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一～四 略

2・3 略

4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

5 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

○交付税措置

人口10万人当たり

①児童福祉費のうち児童福祉共通費4人（このうち児童相談担当の職員の人数は不明）

②子ども家庭総合支援拠点の職員1名（令和元年度から）

要保護児童対策地域協議会調整機関調整担当者1名（令和元年度から）

7 中核市における児童相談所の設置の促進



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

中核市が児童相談所を設置しやすくなるよう、人材確保・育成支援や施設整備への支援など設置に係る支援その他の必要な措置の更なる充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応を可能とするため、令和元年6月に改正された児童福祉法（令和2年4月1日施行）の附則において、「政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。」とされた。
- 中核市は自ら児童相談所を設置することで、母子保健や学校現場との緊密な連携等により、児童に対するよりきめ細やかな支援が可能となる。
- 本県には川越市、越谷市、川口市3市の中核市があるが、人材確保が困難であること、施設運営等の財政負担が大きいことなどから、現時点ではいずれの市も設置の予定はない。

◆参考

○全国の状況

62の中核市のうち

- ・設置済 4市（横須賀市、金沢市、明石市、奈良市）
- ・設置予定 6市（高崎市、船橋市、柏市、豊中市、東大阪市、尼崎市）
- ・設置の方向で検討中 3市（豊橋市、姫路市、鹿児島市）

〔R4.4厚生労働省調査〕

○一時保護所の整備費（次世代育成支援施設整備交付金）（負担割合：国1/2・市1/2）

補助単価540万円/人（令和元年度） → 約1,271万円/人（令和2年度）

○児童相談所・一時保護所の財政措置 整備費の5割（令和元年度）→約7割（令和2年度）

【児童相談所】			【児童相談所一時保護所】		
令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
施設整備事業(一般財源化分) (充当率100%、交付税措置率70%)	施設整備事業(一般財源化分) (充当率100%、交付税措置率70%)	次世代育成支援施設整備交付金 (国庫1/2)	次世代育成支援施設整備交付金 (国庫1/2)	公共事業等【都道府県】 (充当率90%、交付税措置率22.2%)	公共事業等【都道府県】 (充当率90%、交付税措置率22.2%)
一般単独事業 (充当率75%)	一般単独事業 (充当率90%、交付税措置率50%)	一般補助施設整備等事業 【市・区】(充当率75%)	一般補助施設整備等事業 (充当率90%、交付税措置率50%)	一般財源	一般財源
一般財源	一般財源	一般財源	一般財源		

※一般財源化前の国庫補助金相当額（事業費の1/2）の30%については、普通交付税（単位費用）により措置

8 家庭養育優先原則の推進



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : こども安全課

◆提案・要望

- (1) 家庭養育優先の理念を実現するため、里親制度が広く国民に浸透するよう普及啓発を強化すること。
- (2) ファミリーホームの整備を促進するため、事務費について児童養護施設等と同様に定員払いとすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえ、県では令和2年3月に「埼玉県社会的養育推進計画」を作成した。
- ・ 家庭養育優先の理念の具現化にあたっては、里親の育成や確保、里親子を支援する体制の整備、里親子が暮らしやすい社会全体の意識の醸成など、多くの課題がある。
- ・ ビジョンを踏まえた自治体への技術的助言等にあたっては、数値目標や目標年次を優先するのではなく、児童の最善の利益を最優先する必要がある。
- ・ また、具体的な施策（里親委託の推進、児童養護施設等の小規模化・地域分散化など）の推進に当たっては、国の十分な財政支援が必要である。

◆参考

○本県の里親等委託率

	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末
里親等委託率	22.6%	23.9%	25.1%

○埼玉県社会的養育推進計画（令和2～6年度）に掲げる里親等委託率の目標値

現状値 22.1%（平成30年度） → 目標値 32%（令和6年度）

9 都市公園事業の推進【一部新規】



要望先：国土交通省

県担当課：公園スタジアム課

◆提案・要望

- (1) 生活に潤いと安らぎを与える憩いの場であり、災害時の避難地や防災活動拠点となる都市公園の整備を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (2) 国民の安心・安全の確保が求められる中、インフラの老朽化対策として、公園施設の長寿命化を推進するため、必要な財源を確保すること。
- (3) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂吸収源となる樹林地を健全な環境とするため、樹木の適正管理ができる財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県が管理する都市公園は31公園のうち23公園が開設から30年以上経過しており、魅力ある公園づくりを持続するための再整備も必要であるが、予算の確保が課題となっている。
- ・ 公園施設長寿命化に要する費用は、向こう5年間で約204億円と見込まれており、財政面での制約がある中、予算の確保が課題となっている。
- ・ 樹木管理に要する費用は、指定管理者による簡易な枝打ちを除いて、過去5年間で約4.3億円となっているが、財政面の制約がある中で倒木の危険がある樹木の撤去しかできておらず、樹林地を健全な環境とするための伐採・剪定などができていない。

◆参考

○向こう5年間の県営公園における施設の長寿命化に要する費用（単位：百万円）

年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
金額	5,676	3,756	4,160	3,242	3,577	20,411

○過去5年間の県営公園における樹木管理に要した費用（単位：百万円）

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	合計
金額	87.4	65.5	81.7	85.3	108.6	428.5

10 乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設



要望先 : こども家庭庁、厚生労働省
 県担当課 : 国保医療課

◆提案・要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 未就学児までを対象とする医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は平成30年度に廃止されたが、未就学児以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なり、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合、未就学児までを対象とする医療費助成については平成30年度から国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止された。しかし、未就学児以外を対象とする医療費助成については、減額措置が継続されている。

◆参考

○埼玉県の乳幼児及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	乳幼児医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況
医療費支給対象	就学前まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者
医療費支給方法	償還払い (令和4年10月～県内医療機関受診分のみ現物給付)	償還払い (令和5年1月～未就学児の県内医療機関受診分のみ現物給付)
令和4年度予算	2,703,559千円	1,040,813千円
令和3年度実績	受給対象者数 270,961人 支給件数 4,177,826件 市町村支給額 4,721,193千円 事業費県補助 2,311,759千円	受給対象者数 82,405人 支給件数 864,735件 市町村支給額 2,113,262千円 事業費県補助 941,385千円

11 教職員定数の増員及び配置基準の見直し



要望先 : 文部科学省

県担当課 : 県立学校人事課、小中学校人事課

◆提案・要望

- (1) 確かな学力の育成や一人一人の個性を尊重したきめ細かな教育を実施するとともに、学校における働き方改革を推進し、教員が児童生徒と向き合う時間を拡充し、学力や体力の向上と規範意識の育成を目指す教育を充実させるため、教職員定数を増やすこと。
- (2) 学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が極めて多い本県の状況を踏まえ、学級数に加えて児童生徒数を基礎とする教職員配置基準とすること。
- (3) 学校における食に関する指導の推進のため、栄養教諭又は学校栄養職員を各校に1名配置できる配置基準とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童生徒をめぐる課題が複雑化・多様化している中、時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合は、非常に高い。文部科学省が令和2年1月に策定した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、授業やその準備に集中できる時間、児童生徒と接する時間及び自ら専門性を高めるための時間の確保、そして教職員の健康維持増進を図るため、教職員定数を増やす必要がある。
- ・ 義務標準法の改正により、小学校について令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとされた。令和5年度は、小学校第4学年が対象となり、学級増に伴い必要となる基礎定数の一部は加配定数の振替で措置されている。しかし、令和6年度以降について、同様の振替措置をすると、加配定数が削減されることとなり、本県で実施している少人数指導や習熟度別指導といった様々な取組に影響が生じる。そのため、学級増に伴い必要となる基礎定数については、既存の加配定数の振替によることなく、新たに教職員定数を増やして確保する必要がある。
- ・ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による教職員配置基準においては、主に学校ごとの学級数を基に教職員定数を算定している。本県は、1学級当たりの児童生徒数が多いことから、教員1人当たりの児童生徒数も多くなり、きめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。
- ・ 栄養教諭及び学校栄養職員（以下、「栄養教諭等」という。）は、平成13年度から17年度にかけて実施された第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、新たな定数改善は行われていない。
- ・ 現状の配置基準では、児童生徒数や給食の実施方法により栄養教諭等が配置できない学校が多くある。
- ・ 学校給食に係る栄養管理や衛生管理、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒へのきめ細かな対応、食に関する効果的な指導が十分に行えるよう配置基準を見直す必要がある。

◆参考

○時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合（令和4年6月データ、土日を含む）

小学校	58.2%
中学校	69.1%
高等学校	41.4%
特別支援学校	20.3%

（令和4年度 埼玉県による調査）

○教員の1週間当たりの持ち時数（令和3年度 埼玉県による調査）

小学校	24.3コマ	（全国平均 23.2コマ）
中学校	19.5コマ	（全国平均 17.7コマ）

（カッコ内は令和元年度 文部科学省による「学校教員統計（学校教員統計調査報告書）」）

○本県の公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数（令和4年度）

小学校	17.0人	（全国2位）	全国平均	14.5人
中学校	14.8人	（全国3位）	全国平均	12.7人

（文部科学省による「学校基本統計（学校基本調査報告書）」）

○本県の学校給食単独実施校における栄養教諭等の配置状況（令和5年4月）

	学校数	配置校数	未配置校数
小学校	272校	130校	142校
中学校	82校	32校	50校

※さいたま市及び休校を除く。

○本県の学校給食共同調理場方式実施校における栄養教諭等の1人当たりの学校数（令和5年4月）

	共同調理場方式		
	学校数	栄養教諭等 配置人数	1人当たりの学校数 (参照：単独実施校)
小学校	403校	80人	5.0校 (2.1校)
中学校	255校	50人	5.1校 (2.6校)

※さいたま市及び休校を除く。外部委託している学校を除く。

12 学校部活動の地域移行への支援【新規】



要望先 : スポーツ庁、文化庁
県担当課 : 保健体育課、義務教育指導課

◆提案・要望

- (1) 学校部活動の地域移行の将来像を明確にするとともに、その達成時期に係る具体的なスケジュールや手順について示すこと。また、財政支援の継続期間等についても併せて示すこと。
- (2) 学校部活動が地域に移行されるまでの間、生徒にとって望ましい活動環境が整備できるよう、部活動指導員の人材確保に係る財政支援の拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は、令和4年6月の「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」、令和4年8月の「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」を踏まえ、部活動の地域移行を令和7年度までに達成することとしていたが、その後、各自治体等の意見を踏まえて策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、地域移行の達成時期の目標を設定しない方針とした。
- ・ また、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと示されたことで、具体的な地域移行は自治体に委ねられることとなり、地域移行の将来像がより不明確となっている。
- ・ さらに、地域移行の実現に向けたスケジュールやその手順、財政支援の継続期間等についても、国は明確に示していないため、自治体からは不安の声が挙がっている。
- ・ 国は、学校部活動が地域に移行されるまでの間、生徒の活動環境を確保するために、学校部活動において部活動指導員を積極的に活用するよう示している。地域の実情等に応じながら生徒にとって望ましい活動環境を整備するために、部活動指導員の雇用に係る補助単価の嵩上げや補助対象経費の拡充が求められる。

13 物価高騰状況下における学校給食の適切な実施の確保【新規】



要望先 : 文部科学省
県担当課 : 学事課、保健体育課

◆提案・要望

物価高騰が長期間に渡る場合、学校給食に係る保護者等の負担増を回避できるよう、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 学校給食の実施に要する経費の負担については、学校給食法等で施設・設備に要する経費及び職員の人件費、光熱水費は学校の設置者が負担し、食材費は保護者等の負担とされている。
- ・ 学校給食費の補助や無償化については、学校の設置者が法の趣旨を踏まえ自主的に判断をするものである。
- ・ 物価高騰に伴い学校給食食材の価格が上昇する中、保護者の負担軽減のため、令和4年度及び令和5年度は一時的な措置として「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できるとされた。
- ・ しかし、この物価高騰が長期間に渡る場合には、こうした一時的な措置ではなく、国全体として保護者負担への考え方を抜本的に整理した上で、対策を講じる必要がある。
- ・ 今後の物価動向が依然不透明である中、学校給食に係る保護者等の負担増を回避するためには国が具体的な施策等を示す必要があるが、依然示されていない。

14 LGBTQ（性的マイノリティ）に対する支援【新規】



要望先：法務省

県担当課：人権・男女共同参画課

◆提案・要望

- (1) LGBTQに関する課題は各行政分野に幅広く関わっているため、LGBTQに関する施策を総合的に企画・調整する専担組織を設置すること。
- (2) LGBTQへの偏見や差別をなくすため、LGBTQに関する国民の理解増進を図ること。
- (3) 各地の地方自治体でパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施する動きがあるが、婚姻に係る憲法の解釈を含め幅広く議論し、統一的な見解を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ LGBTQは、LGBTQ以外と比べ、孤立感あるいは自己否定感が強い状況にあり、令和2年度に県が実施した「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」の結果では、「死ねたらと思った、または自死の可能性を考えた」といった経験がある割合は6割を超えており、命に関わる困難を抱えている。
- ・ また、当事者の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活している。
- ・ このような状況を踏まえ、本県では、性の多様性を尊重した社会づくりのため、性の多様性に関する理解の増進、相談体制の整備、暮らしやすい環境づくりの3本柱で施策を進めている。
- ・ 令和4年7月には、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組を推進し、もって全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とした「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」を施行した。

< LGBTQを所管する専担組織の設置 >

- ・ 現在、国においては、LGBTQに関する啓発は人権問題の一つとして法務省が行っているが、LGBTQに関して総合的に所管する組織がない。

< LGBTQに関する国民の理解増進 >

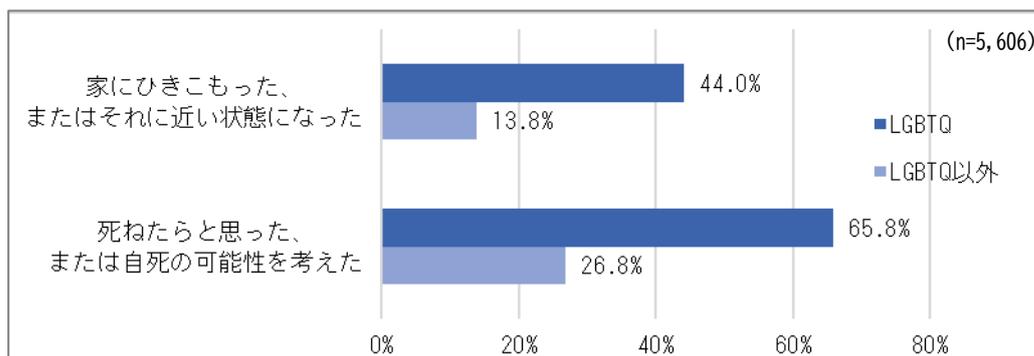
- ・ 本県においても県民向け講座の実施や啓発リーフレットの配布、企業向け研修の実施等を通じて理解増進を図っているが、国においても国民のLGBTQに関する理解増進を図る必要がある。

< 婚姻制度の在り方に係る統一的な見解の提示 >

- ・ 本県では、当事者の抱える生きづらさや社会的不利益を解消するため、生計を共にするLGBTQの方等の権利や身分に関する制度や手続の見直しを行っているが、自治体の取組だけでは限界がある。
- ・ 各地の地方自治体でパートナーシップ・ファミリーシップ制度を実施する動きがあるが、国において婚姻に係る憲法の解釈を含め幅広く議論し、統一的な見解を示す必要がある。

◆参考

○精神的に追い込まれた経験に関するLGBTQとLGBTQ以外の人比較



出典：県人権推進課「埼玉県多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査」（令和2年度）

15 不妊治療等への支援の拡充【新規】



要望先 : こども家庭庁、厚生労働省
県担当課 : 健康長寿課

◆提案・要望

不妊に悩む方が誰一人取り残されることなく、安心して幅広い治療が受けられるよう次の事項について特段の措置を講じられたい。

- (1) 不妊治療に医療保険が適用されたが、これまでの助成制度より自己負担が増加する場合もあることなどから、不妊・不育症治療、検査にかかる保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図ること。
- (2) 不妊・不育症治療、検査にかかる自己負担額の軽減措置や独自に助成を行う地方公共団体への財政支援措置を講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 令和4年4月から不妊治療における体外受精などの基本治療については新たに保険適用となった。これにより経済的負担が軽減され、不妊に悩むより多くの方々の支援につながっていると考えられる。
- ・ 一方、不妊治療を受ける方それぞれの状況に応じて、追加的に実施される検査や治療のうち、保険適用されず全額自己負担となったものもある。
- ・ 保険適用にはならなかったものの、先進医療として国が位置付けたものについては、特例的に保険診療との併用が可能であるが、先進医療部分については全額自己負担となる。また、保険診療と保険適用外診療を組み合わせると、保険診療分も含め全額自己負担となり、保険適用のメリットを受けられない場合もある。
- ・ また、治療費や所得によっては、保険適用になったことで、これまでの助成制度より自己負担額が増える場合もある。
- ・ 上記により、不妊治療の保険適用に伴い、治療の選択肢の幅が狭まっているとの意見もある。
- ・ 本県では、不妊治療に至る検査の自己負担の軽減を図るため、不妊検査等の助成事業を実施しているが、より効果的な事業を継続的に実施していくためには、国による財政支援措置が必要である。

◆参考

○本県における不妊検査費助成事業、不育症検査費助成事業の実施状況（単位：件）

年 度	令和元年	令和2年	令和3年
不妊検査費	2,470	2,485	2,661
不育症検査費	351	391	453

16 子ども関連施策の国による統一的な実施及び予算の確保・充実【新規】



要望先 : こども家庭庁

県担当課 : 少子政策課、健康長寿課、国保医療課

◆提案・要望

結婚祝い金、出産費用の保険適用、不妊症や不育症及び妊婦健康診査に対する支援並びに乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成等については、地方が競り合う性質のものではなく、かつ地域毎にニーズが大きく異なるものではない。そのため子ども関連施策の実施に当たっては、必要とする方が全国どこに住んでいても等しく必要な支援を受けられるよう国がナショナルミニマムとして、十分な予算を確保し、統一的、継続的に実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて、国においては、令和5年度にこども家庭庁が設置され、こども政策を推進する体制が強化された。
- ・ また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、「結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指し、「希望出生率1.8」の実現に向け、「少子化社会対策大綱」等に基づき、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組の推進、結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援、妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実、「新子育て安心プラン」の着実な実施や病児保育サービスの推進等仕事と子育ての両立支援に取り組む」とされている。
- ・ 他方、これらの子ども関連施策については、各自治体が地方単独事業で実施しているものもあり、地域によって差が生じている状況である。
- ・ 本来、子ども関連施策について地域の実情に応じた地域ごとの特色があるものの、地域特性によって異なる形態が求められる保育サービスなどと違い、上記結婚祝い金、出産費用の保険適用、不妊症や不育症及び妊婦健康診査に対する支援並びに乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成等については、全国どこに住んでいてもそのニーズは同様であることから、子ども関連施策のナショナルミニマムとして、国により統一的に実施されるべきである。
- ・ 全国的に、出生数の減少に歯止めがかからず、合計特殊出生率が上向かない現状で、上記のようなナショナルミニマムとして国により統一的に実施されるべき施策が地方に任せられた場合、増えないパイ（人口）を奪い合う地域間競争を激化させ、本来の「こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現」に悪影響が出かねない。

■ 持続可能な成長



1 鉄道新線建設の取組に対する支援



要望先 : 国土交通省
県担当課 : 交通政策課

◆提案・要望

埼玉高速鉄道線の延伸をはじめとした交通政策審議会答申路線等の整備を推進するため、鉄道新線建設の取組に対して支援すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 東京圏の都市鉄道については、昭和31年の都市交通審議会答申第1号から、平成12年の運輸政策審議会答申第18号に至るまで過去8度の答申に基づき整備が進められてきた。
- ・ 平成28年4月の交通政策審議会答申第198号では、国際競争力の強化に資する都市鉄道、豊かな国民生活に資する都市鉄道、まちづくりと連携した持続可能な都市鉄道などの目指すべき姿を実現する上で意義のあるプロジェクトについて、意義と事業化に向けた課題整理がされている。
- ・ このため、答申路線の整備に向けて、沿線自治体と連携して課題解決の取組を進めている。
- ・ また、本県としても知事公約で掲げた「あと数マイルプロジェクト」は公共交通の更なる利便性向上に向けた取組であり、鉄道路線の延伸についても検討を進めていくこととしている。
- ・ 特に、埼玉高速鉄道線延伸（浦和美園～岩槻間の先行整備区間）については、さいたま市長が令和5年度中に鉄道事業者に対する要請を行うと表明したため、延伸事業の検討主体であるさいたま市と密接に連携・協力を図りながら、都市鉄道等利便増進法に基づく鉄道事業者への事業実施要請を行うことを目指している。
- ・ 鉄道の延伸には多額の費用を要することなどから、都市鉄道等利便増進法の適用など、国の支援が必要不可欠と考えている。
- ・ そこで、延伸の諸課題の解決に向けた取組に対して、国の一層の支援を要望するものである。

◆参考

○都市鉄道利便増進事業費補助

既存の都市鉄道施設を有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図るため、第3セクター等公的主体が行う施設の整備に必要な経費の一部（補助対象経費の3分の1以内、地方公共団体と同額）を補助。

○社会資本整備総合交付金

道路空間に導入される新交通システムや都市モノレールのインフラ部（支柱・桁等）の整備について交付。

○あと数マイルプロジェクトにおける検討路線

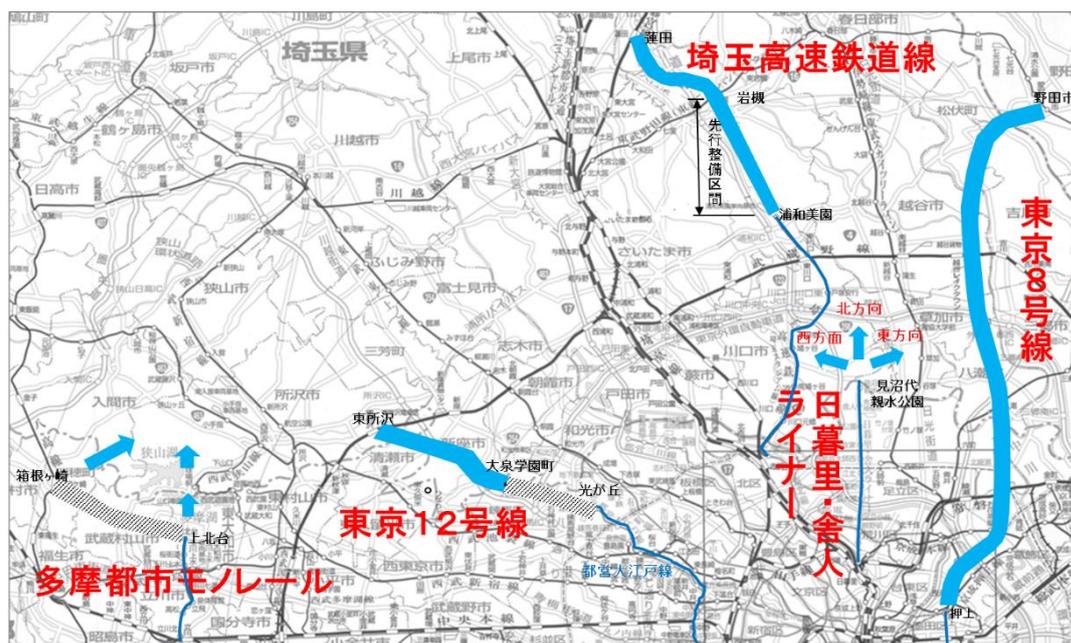
(平成28年4月交通政策審議会答申路線)

- ・ 埼玉高速鉄道線の延伸 (浦和美園～岩槻～蓮田)
- ・ 東京12号線 (大江戸線) の延伸 (光が丘～大泉学園町～東所沢)
- ・ 東京8号線の延伸 (押上～野田市)

(答申外路線)

- ・ 日暮里・舎人ライナーの延伸
- ・ 多摩都市モノレールの延伸

○あと数マイルプロジェクト路線図



— 既設路線 ■ あと数マイルプロジェクト路線

2 新大宮上尾道路、東埼玉道路など直轄国道等の整備推進



要望先：国土交通省

県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

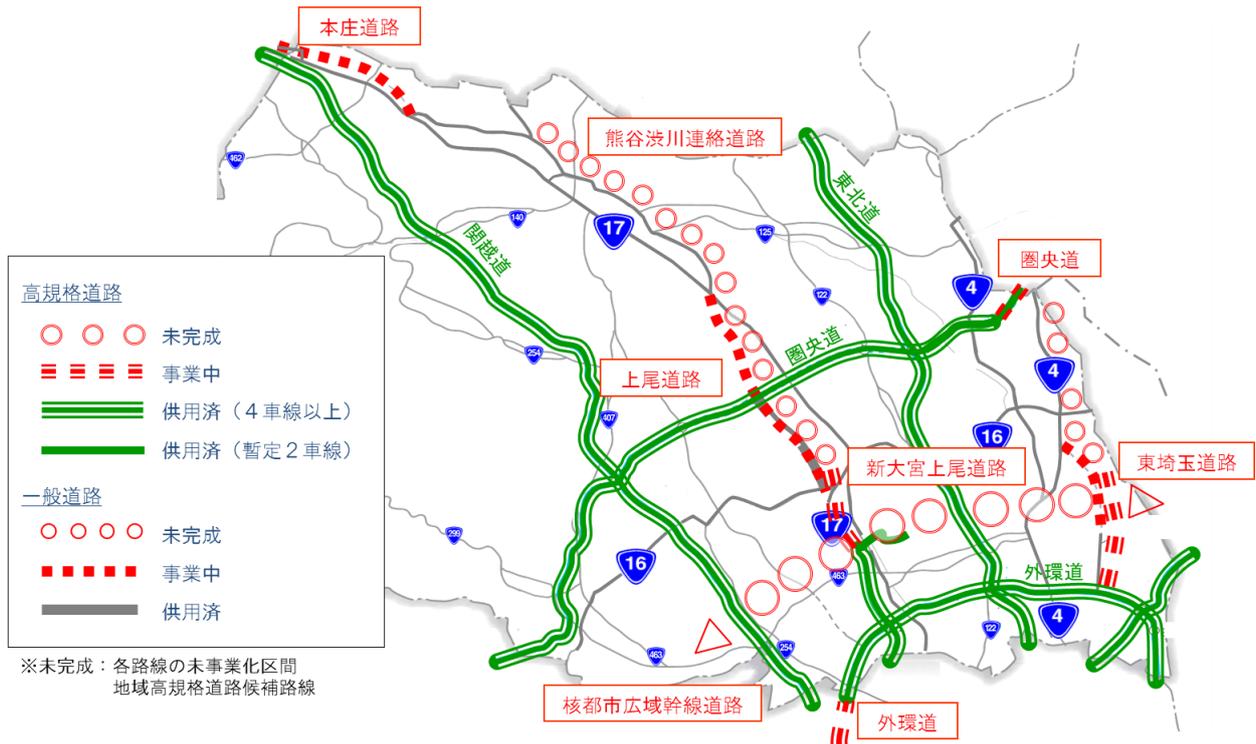
- (1) 新大宮上尾道路の事業中区間（与野～上尾南）の整備を推進するとともに、未事業化区間のうち、まずは上尾南～圏央道を早期に事業化すること。
事業中区間：与野～上尾南 L=8.0km
未事業化区間：上尾南～圏央道 L=7.0km、圏央道～鴻巣市箕田 L=10.0km
- (2) 東埼玉道路（国道4号）の事業中区間である自動車専用部及び一般部の整備を推進するとともに、自動車専用部の未事業化区間（北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号））の早期事業化、更に圏央道までの地域高規格道路候補路線の計画を早期に具体化すること。
事業中区間：（自動車専用部）八潮市八條（外環道）～北葛飾郡松伏町田島 L=9.5km
（一般部）吉川市川藤～春日部市水角 L=8.7km
未事業化区間：（自動車専用部）北葛飾郡松伏町田島～春日部市下柳（国道16号） L=8.1km
※（一般部）八潮市八條（外環道）～吉川市川藤 L=5.7km供用済
- (3) 圏央道と外環道との間の地域高規格道路である核都市広域幹線道路について、埼玉新都心線から東北道間における概略計画の検討を推進するとともに、その他の区間における地域特性や交通課題の分析を推進すること。
- (4) 首都圏道路網の骨格を形成する直轄国道（上尾道路、本庄道路）の整備を推進すること。
 - ・ 上尾道路（国道17号）
事業中区間：さいたま市西区宮前町（国道16号）～鴻巣市箕田（国道17号） L=20.1km
※I期区間（国道16号～圏央道）L=11.0km供用済（一部暫定2車線）
 - ・ 本庄道路（国道17号）
事業中区間：深谷市岡（深谷BP）～高崎市新町（群馬県境） L=13.1km
※神流川橋架替区間L=1.4km供用済（暫定2車線）
- (5) 地域高規格道路である熊谷渋川連絡道路の計画を早期に具体化すること。
- (6) 圏央道の幸手IC以東の暫定2車線区間を早期に4車線化すること。
- (7) 新大宮上尾道路や東埼玉道路などは、平常時及び災害時における国全体の高速道路ネットワークの強化に資する事業であることから、早期開通のための十分な事業費を確保すること。
- (8) 外環道の残る事業中区間（大泉JCT～東名JCT）の整備推進および、東名JCT以南の計画の具体化を図り、環状道路としての整備効果の早期発現を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県内の直轄国道等では、未整備区間が数多く残されており、国道17号や国道4号などにおいて慢性的な激しい渋滞が発生している。
- ・ 圏央道沿線地域を中心とした物流の活発化等に伴い増大する交通需要への対応のためには、圏央道から都心方面へのアクセス強化は必要不可欠である。
- ・ 地域経済の活性化や防災上の観点からも未整備区間の一日も早い完成が必要である。

◆参考

○本県の直轄国道等の整備状況



3 幹線道路網の整備推進【一部新規】



要望先 : 国土交通省

県担当課 : 県土整備政策課、道路街路課

◆提案・要望

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」、成長基盤の強化に資する社会資本整備予算について、計画的な事業執行のためにも、県が実施する補助国道、主要地方道など幹線道路網の整備推進に必要な財源を当初予算において安定的に確保し、配分すること。

また、重要物流道路制度に基づく本県の物流上重要な道路や、国が進める地域高規格道路インターチェンジへのアクセス道路について、重点支援を実施すること。

加えて、5か年加速化対策後の令和8年度以降においても、必要な予算・財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するなどの制度設計について十分に配慮すること。

【具体的内容】

- (1) バイパス整備や多車線化による幹線道路網の整備
円滑な交通の確保を図り、誰もが豊かさを実感できる県土づくりを進めるため、県土をネットワークする道路の早期整備に必要な財源を確保すること。
 - ・ 西関東連絡道路（一般国道140号大滝トンネル、長尾根バイパス）
 - ・ 主要地方道越谷流山線バイパス（三郷市）
 - ・ （都）三郷流山線（三郷市、吉川市）
 - ・ （都）川越北環状線（川越市）等
- (2) 成長を支える県内道路の整備
高速道路の整備効果を最大限に活用するため、インターチェンジに短時間でアクセスできる道路の整備や産業拠点へのアクセス道路の整備に必要な財源を確保すること。
 - ・ 一般国道125号（加須羽生バイパス）
 - ・ 主要地方道東松山鴻巣線（吉見町）等
- (3) 隣接都県との道路ネットワーク強化
隣接都県との人の交流や物流の活性化を図るとともに、災害発生時の避難路・輸送路の確保のため、隣接都県と未接続となっている道路整備に必要な財源を確保すること。
 - ・ （都）日光東京線（川口市）
 - ・ （都）放射7号線（新座市）
 - ・ （都）保谷朝霞線（新座市）
 - ・ （都）飯能所沢線（所沢市）
- (4) 鉄道との立体交差化による渋滞の解消
鉄道との踏切等で発生する渋滞を解消し、円滑な交通を確保するため、踏切の立体化などの整備に必要な財源を確保すること。
 - ・ 東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部市） 等

(5) 重要物流道路の整備

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、また、県内の主要幹線道路網の強化・充実のため、重要物流道路に指定された国道254号和光富士見バイパスについて、整備に必要な財源を確保すること。

- ・ 一般国道254号（和光富士見バイパス）

(6) 地域高規格道路インターチェンジへのアクセス道路整備

国が整備を進める地域高規格道路・東埼玉道路のインターチェンジにアクセスする県管理道路の整備について個別補助化し、必要な財源を確保すること。

- ・ (都) 浦和野田線（越谷市）
- ・ 主要地方道越谷野田線（越谷市、松伏町）
- ・ 一般県道柿木町蒲生線（越谷市）

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県には東北縦貫自動車道・関越自動車道・常磐自動車道などの高速道路が整備されている。より円滑な移動を実現するためには、相互の結び付きの強化やインターチェンジへのアクセス向上を図る必要がある。
- ・ 高速道路を補完する幹線道路では交通量の増加に道路の整備が追いつかず、県内各地で渋滞が発生している。このため、混雑時の走行速度は全国ワースト4位にとどまっている。
- ・ また、補助国道などの主要な幹線道路は、平常時及び災害時における国全体の道路ネットワークの強化に資する事業であることから、早期に開通させる必要がある。
- ・ このような状況から、上記の幹線道路網の整備を強力に推進する必要がある。

4 スマートインターチェンジの整備等による高速道路の有効活用



要望先：国土交通省
県担当課：県土整備政策課

◆提案・要望

- (1) 交通利便性の向上や地域の活性化を図るため、スマートインターチェンジを早期に整備すること。また、スマートインターチェンジの整備推進に当たり、地元負担を軽減するための助成制度の拡充と十分な財源の確保を図ること。
 - ・ 三芳スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・ 蓮田スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・ 三郷料金所スマートインターチェンジ（フル化）
 - ・ （仮称）外環八潮スマートインターチェンジ等
- (2) ドライバーの負担軽減のため、サービスエリア及びパーキングエリアに大型車用駐車スペースを確保するなど、快適な休憩スペースを提供するよう施設を拡充すること。
 - ・ 東京外環自動車道（仮称）外環八潮パーキングエリア
 - ・ 首都圏中央連絡自動車道 狭山パーキングエリア
- (3) 新たな料金体系導入による交通状況の変化や償還計画への影響など検証した上で、引き続き一体的で利用しやすい料金体系の構築に取り組むこと。
- (4) ビックデータ等を活用し、混雑状況に応じた料金施策や適切な案内方法を導入するなど、利用者へのサービス向上を図ること。
- (5) ポストコロナ時代を踏まえ、料金収受員や利用者に対する感染リスクの軽減や料金收受コストの軽減につながるETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を更に推進すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県内の圏央道（一部暫定2車線区間を含み）が全線開通するなど、首都圏の高速道路ネットワーク整備は進展している。一般道の交通負荷軽減や地域活性化、物流効率化のため、スマートインターチェンジの整備を推進するなど、高速道路を最大限有効活用すべきである。
- ・ 平成28年4月から新たな料金体系が導入され、会社間の料金体系の整理・統一が図られ、起終点を基本とした継ぎ目のない料金が実現するとともに、利用者の急激な負担増に配慮し、激変緩和措置が講じられている。
- ・ 国土交通省や高速道路会社は、令和2年12月17日に社会資本整備審議会国土幹線道路部会の『「持続可能な国土幹線道路システムの構築に向けた取組」中間とりまとめ』において、料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を計画的に推進すべきであると示されたことを踏まえ、導入手順や概成目標時期を明示したロードマップを策定し、公表した。
- ・ 県内の首都高速道路（株）及び東日本高速道路（株）の料金所（5箇所）が令和4年4月1日（浦和南（上）、安行は令和4年3月1日）にETC専用料金所としての運用が開始された。

5 人口減少社会におけるまちづくり



要望先 : 内閣官房、内閣府、デジタル庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省
県担当課 : エネルギー環境課、市街地整備課

◆提案・要望

政府が推進しているコンパクトシティの取組や、デジタル田園都市国家構想総合戦略、国土強靱化基本計画等の重要施策を相互に関連させ、高次の取組を行う市町村に対して、より手厚い財政支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の人口は2020年をピークに減少に転じ、75歳以上の人口が2015年の77万3,000人から、2025年には120万9,000人になると推計されており、日本で最も早く高齢化が進むことが見込まれている。
- ・ 今後、急速な人口減少と高齢化により、都市機能の低下や地域経済の衰退、厳しい財政運営のほか、インフラ更新が困難になる事態が想定される。また、想定を超える大規模水害など、頻発する災害への対応も求められる。
- ・ 本県では、これらの課題を解決するため、市町村や企業等とともに、コンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素、すなわち、コンパクトなまちづくりを進めつつ、スマート技術の活用により利便性を高め、災害に強く、エネルギーも途絶えない、持続可能なまちづくりに取り組む「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進している。
- ・ 本プロジェクトに参加する市町村は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導やウォークアブルなまちづくり、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、防災・減災の取組、エネルギーレジリエンスの強化などに総合的に取り組んでおり、政府が推進しているコンパクトシティの取組や、デジタル田園都市国家構想総合戦略、国土強靱化基本計画等にも沿った取組である。
- ・ こうした超少子高齢社会の課題に着実に対応するための市町村の取組は全国の自治体にとっても参考となることから、取組を一層推進するための財政支援が必要である。

6 不適切に大量保管されている有価物に対する規制【新規】



要望先：環境省

県担当課：産業廃棄物指導課

◆提案・要望

- (1) 再生資源物を屋外で保管する場合には、崩落、火災等の事故や騒音、振動、悪臭等の発生を防止するため、その保管等の方法についての規制制度を設けるなど、実効性のある対策を講じること。
- (2) 規制制度を設ける際は、地域の実情に応じて、既に規制制度を設けている自治体の独自施策を尊重する内容となるように配慮すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物は、廃棄物と類似した性状を有しているが、新たな製品の原料として価値を有することから有価物として取引されている。
- ・ これらの取引事業者は循環型社会の構築に必要な存在であるが、相場が好転するまでの間、長期にわたり再生資源物を保管し、屋外に堆く積まれた場合には崩落の危険性がある。
- ・ また、こうした保管場所では搬入搬出時の騒音・振動に加えて、悪臭の発生等により、近隣住民から多くの苦情が寄せられている。
- ・ さらに、不適切な保管に起因したものと考えられる火災が発生するなどの問題も起こっている。
- ・ 廃棄物の保管等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)により厳しく規制されているが、有価物として扱う再生資源物については、有害使用済機器(機能は失っているが原材料の価値を有する家電製品等)や危険物などの一部を除き、規制する法律はない。
- ・ 条例による規制では、地方自治法により条例で設定できる罰則の上限が定められているため、十分な抑止力となる罰則を設けることができない。また、条例が制定されていない地域が保管場所として狙われる可能性が高く、広域的に考えると根本的な解決にはならないと考えられる。

◆参考

○再生資源物の屋外保管を規制する条例を制定している自治体

条例制定自治体	条例名	施行日
長野県飯田市	飯田市環境保全条例	平成24年1月1日改正施行
神奈川県綾瀬市	綾瀬市再生資源物の屋外保管に関する条例	平成31年7月1日施行
千葉市	千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和3年11月1日施行
茨城県境町	境町再生資源物の屋外保管に関する条例	令和3年12月8日施行
千葉県袖ヶ浦市	袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例	令和5年4月1日施行

7 事業再構築補助金の継続



要望先：中小企業庁
県担当課：産業支援課

◆提案・要望

中小企業の思い切った事業再構築を支援し、成長が期待できる分野への進出を後押しするため、令和6年度以降も事業再構築補助金を継続すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 長引く新型コロナウイルス感染症やエネルギー・原材料価格高騰の影響などにより、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。
- ・ ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済社会の変化へ対応するとともに、エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けにくい経営体質への転換を図ることが、中小企業に求められている。
- ・ 事業再構築補助金はこうした中小企業を支援する上で、有効な手段となってきた。
- ・ 引き続き、中小企業の思い切った事業再構築を支援し、成長が期待できる分野への進出を後押しするため、令和6年度以降も事業再構築補助金を継続することが望まれる。

<中小企業の事業再構築促進のための県独自の取組>

- ・ 多額の設備投資を行うことが難しい事業者や国の事業再構築補助金の要件を満たすことが困難な事業者向けに、経営革新計画の実施を通して、グリーン分野への進出やデジタル技術の活用による事業再構築を支援する補助制度を実施している。

	概要	補助率	補助上限額
経営革新グリーン分野 進出支援事業補助金	経営革新計画に基づき、国のグリーン成長戦略「実行計画」14分野へ新たに進出しようとする際に必要となる費用を補助	1/2	500万円
経営革新デジタル活用 支援事業補助金	経営革新計画に基づき、デジタル技術を活用した新サービス・新製品の開発等を行う際に必要となる費用を補助	1/2	150万円

◆参考

○令和4年10月 自由民主党埼玉県支部連合会 令和5年度埼玉県への施策並びに予算編成に対する団体要望書

- ・ 「小規模事業者等が経済社会の変化に対応するためには、新分野への展開、業態転換、事業再編など、思い切った事業再構築が引き続き必要であるため、事業再構築補助金の継続を国に求める」よう、県への要望があった。

○令和4年11月10日 令和4年度第3回強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議

- ・ 経済団体から「国の事業再構築補助金や県の経営革新デジタル活用支援事業補助金の継続的な施策展開」について意見・要望があった。

8 中小企業の事業承継支援体制の拡充整備



要望先：中小企業庁
県担当課：産業支援課

◆提案・要望

中小企業の事業承継及びM&Aを促進するため、都道府県ごとに設置されている事業承継・引継ぎ支援センターの増員など支援体制の整備拡充を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 埼玉県内企業の後継者不在率は61.9%と全国平均の57.2%を上回る状況（(株)帝国データバンク「埼玉県企業「後継者不在率」動向調査（2022年）」）にあり、県内で休廃業となる企業は増加傾向にある。
- ・ 企業の減少は県内経済や雇用への大きな痛手となり、事業承継やM&A促進は急務である。
- ・ 埼玉県内の事業承継及びM&A支援については、国の委託でさいたま商工会議所内に設置された「埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）」が中心になって実施している。
- ・ しかしながら、センターに寄せられる相談件数に対して配置された支援人員が十分でない、支援拠点が少ないなどの問題がある。
- ・ 県としても、センターと連携して事業承継支援に取り組んでいるが、より充実した支援を実施するため、センターの増員など支援体制の整備拡充を求めるものである。

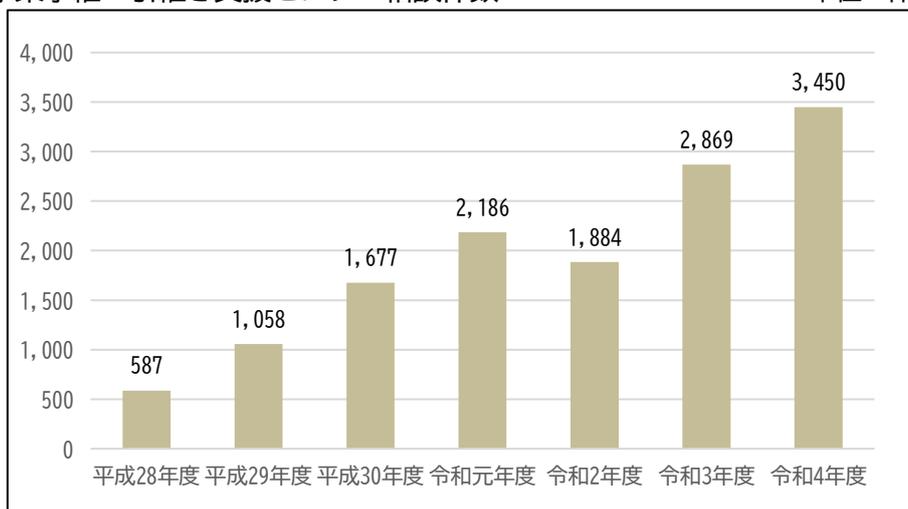
<支援体制拡充に向けた県の取組>

- ・ 公益財団法人埼玉県産業振興公社に事業承継アドバイザーを配置し、事業承継に関する相談に対応している。
- ・ センターが県内各地又はオンラインで実施する事業承継に関する相談会について、開催経費を補助するとともに、県北地域の支援拠点（県施設内設置）の運営を支援している。

◆参考

○埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター相談件数

単位：件



9 農業経営収入保険制度に係る支払率や加入要件等の見直し



要望先 : 農林水産省
県担当課 : 農業支援課

◆提案・要望

- (1) 保険金の支払について、農業共済などのセーフティネット施策と同様に減収額の90%となるよう支払率を見直すこと。
- (2) 農業者が希望する制度に容易に加入できるよう、令和5年まで特例的に認められている収入保険と野菜価格安定制度との同時利用を延長、若しくはセーフティネット施策の在り方を検討すること。
- (3) 個人が法人に移行する際、保険期間が異なることから生じる空白期間についても、保険の対象となるよう見直すこと。

◆本県の現状・課題等

<保険金の支払について>

- ・ 収入保険の支払は、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額に対し、支払率が90%となっているため、実質は81%となっている。収入保険の加入者を増やすためにも、農業共済と同様に実質90%補償されるよう支払率を100%に見直すことが必要である。

<収入保険と野菜価格安定制度との同時利用について>

- ・ 収入保険は、他の収入減少を補填する類似制度と併用することができないが、野菜価格安定制度に限り、令和5年までの特例措置として、同時利用することが認められている。
- ・ このため、将来にわたり、希望する制度への加入が容易にできるよう同特例措置の延長、若しくはセーフティネット施策の在り方を検討すること。

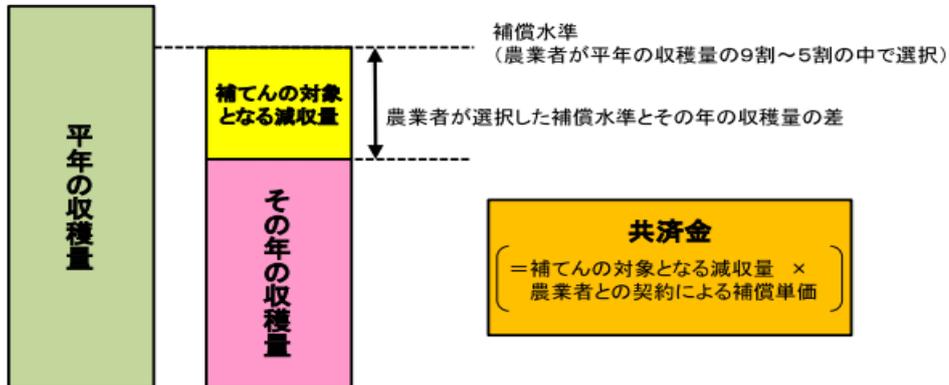
<収入保険の保険期間について>

- ・ 収入保険の保険期間は、個人が暦年で法人が会計年度のため、個人から法人への移行に当たり、法人設立前や設立してから12月未滿に決算を行う場合など、保険の対象とならない期間が生じないう見直すことが必要である。

◆参考

○農業共済（農作物共済の例）

災害により、その年の収穫量が平年の収穫量に比べ一定割合以上減少した場合に、補てんの対象となる減収量を算出し、これに農業者との契約による補償単価を乗じて算出した共済金を支払う。



○個人農家が7月決算期の農業法人化した場合の例

暦年	令和4年												令和5年												令和5年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	個人収入保険 保険期間：(1月～12月)												空白期間												法人収入保険 保険期間：(7月～翌年6月)											

10 森林整備法人への支援の充実・強化



要望先 : 総務省、財務省、農林水産省、林野庁
県担当課 : 森づくり課

◆提案・要望

- (1) 本県の森林整備法人である公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業について、木材価格の長期低迷により将来の収益が低下するおそれが高まっており、今後も経営改善を進める必要があるため、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援について、補助率の引き上げや公社分の別枠予算の確保、対象経費の拡充など充実・強化を図ること。
- (2) (株)日本政策金融公庫資金の金融措置について、償還利子の軽減、任意繰上償還の弾力化など、資金制度の充実を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 公益社団法人埼玉県農林公社は、公的な森林整備の担い手として、森林所有者による整備が進みがたい森林において、伐採時の収益を土地所有者と一定の割合で分け合う「分収林事業」により、森林整備を行ってきた。農林公社は、分収林事業を開始した昭和59年度から令和4年度末までに県内全域で3,292ヘクタールの森林を造成・管理し、森林の整備・保全と山村振興に大きな役割を果たしている。
- ・ 分収林事業は、事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫と県からの借入金で賄っており、現在の借入金残高は約207億9千万円に達している。農林公社の分収林の大半は伐採する時期に達せず、伐採が始まるのは令和16年度からの見込みである。その間、分収林の手入れに係る事業資金の大部分を(株)日本政策金融公庫と県からの借入金で賄わざるを得ないことから、有利子債務の圧縮、利息の軽減が急務である。
- ・ 国は、これまでも森林整備法人に対し、補助事業、金融措置、地方財源措置を講じてきたが、抜本的な対策には更なる措置を講ずる必要がある。県においても平成19年度以降の新規県貸付金を無利子化するほか、平成22年度からは平成9年度までの既往県貸付金から発生する利息についても無利子化するなど農林公社への支援を行い経営改善への取組を行っているが、今後、木材価格の低下が継続した場合は借入金の返済が困難となるおそれがある。

11 森林環境譲与税の活用促進【新規】



要望先：総務省、農林水産省
 県担当課：森づくり課

◆提案・要望

森林環境譲与税については、都市部市町で活用されずに基金に積み立てられている状況があることから、森林環境譲与税が山側の森林整備などに一層活用されるよう措置を講ずるとともに、合わせて山側市町村への配分割合を高めるなどの制度の変更を検討すること。

◆本県の現状・課題等

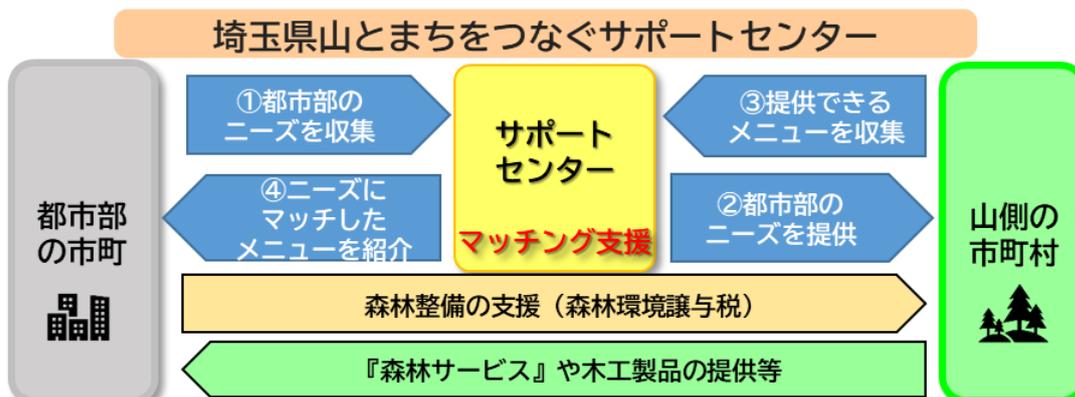
- ・ 本県の都市部市町の森林環境譲与税執行率は約3割で、基金残高は市町村全体の残高の約9割に上り、具体的な用途が未定のまま基金に積み立てられているところもある。
- ・ 県としては都市部市町への働きかけや、山側と都市部の市町村が連携して譲与税を活用した森林整備や木材利用などの取組を進める「埼玉県山とまちをつなぐサポートセンター」を令和3年度に設置し連携協定の締結に向け協議を進めているが、現時点で締結までに至っていない。

◆参考

○市町村における森林環境譲与税の活用状況 [令和元年度から令和4年度までの累計 (見込み)]

項目	山側	都市部	計
譲与額 (億円)	7.8	21.0	28.8
執行額 (億円)	5.6	7.2	12.8
執行率 (%)	72%	34%	44%
基金残高 (億円)	2.2	13.8	16.0
(全体に占める割合)	(14%)	(86%)	

○埼玉県山とまちをつなぐサポートセンターのイメージ



12 下水汚泥の肥料化推進に向けた支援の拡充【新規】



要望先：国土交通省
県担当課：下水道事業課

◆提案・要望

下水道資源の活用を推進するため、りん回収施設の課題である設置費用、維持管理費用が低廉となるよう技術開発及び財政的支援を充実すること。

◆本県の現状・課題等

- 下水汚泥の肥料化にあたっては、発酵処理によるコンポスト化のほか、都市部の大規模下水処理場において適するとされる、りん回収の方法がある。
- 本県においても、県北流域を対象にコンポスト化についての検討を進めているが、都市部の大規模な流域での資源活用の可能性が見込まれるりん回収については、施設の設置費用や維持管理費用を多く要するほか、施設の設置に必要なスペースの確保が難しいことなど解決すべき課題が多く、導入への道筋をつけることができない状況である。
- 大規模な下水道資源の活用を推進しつつ、一方で下水道利用料金への影響を抑えるためには、設置に対する現行の補助制度のほか、維持管理費用が低廉となるような新たな技術の開発や維持管理に対する財政的支援の充実が必要である。

◆参考

○他自治体で行われている下水汚泥からのりん回収事業の例（神戸市）

